

令和 7 年度

教育に関する事務の管理及び執行
の状況の点検及び評価報告書

— 令和 6 年度の実績 —

五所川原市教育委員会

目 次

第1章 教育行政における点検及び評価

1 趣旨	1
2 実施方法	
(1) 点検及び評価の対象	1
(2) 点検・評価の方法	1
3 五所川原市総合計画、五所川原市教育施策の大綱及び五所川原市教育振興計画の体系と点検及び評価の対象となる「主な取組内容」	
(1) 五所川原市総合計画と五所川原市教育施策の大綱	2
(2) 五所川原市教育振興計画「主な取組内容」との関係	2
(3) 令和6年度時点における教育委員会の施策体系	3

第2章 教育委員会の活動状況

1 教育委員会会議	4
2 学校訪問	6
3 総合教育会議	6

第3章 各取組の点検及び評価

1 一人一人の個性・能力を伸ばす学校教育の充実	
(1) 「知・徳・体」の調和のとれた子どもの育成	7
(2) きめ細かな教育相談・指導体制の強化	14
(3) 教育環境の整備と安全・安心の確保	18
(4) 特別支援教育の充実	25
(5) 時代の要請に対応した教育の推進	28
(6) いじめ防止対策の推進	32
2 学校・家庭・地域の連携推進	
(1) 家庭の教育力の向上	34
(2) 地域と連携した取組の推進	35
(3) 開かれた学校運営及び学校支援体制の構築	37
3 生涯学習・スポーツの推進	
(1) 豊かな学び・スポーツ機会の充実	39
(2) 各種団体における活動の活性化支援	43
(3) 指導者・協力者の育成及び活動支援	48
(4) 図書館活動の推進	49
4 芸術・文化活動の推進と郷土芸能の継承	
(1) 芸術・文化に触れる機会の充実	55
(2) 郷土芸能の継承と地域文化活動の振興	59
(3) 文化財の保護と活用	60

第1章 教育行政における点検及び評価

1 趣旨

五所川原市教育委員会では、毎年度、教育に関する事務について点検及び評価を行い、課題や取組の状況を明らかにすることにより、時宜に即した効果的な教育行政を行うこととしています。

また、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより教育行政における市民への説明責任を果たします。

参考：地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 実施方法

(1) 点検及び評価の対象

点検及び評価の対象は、五所川原市教育振興計画（計画期間：令和2年度から令和6年度）において設定した「主な取組内容」に実践として行なわれた事務事業の実績を踏まえて行っています。

令和7年度における点検及び評価は、令和6年度に実施した各取組内容の事務事業を点検及び評価の対象としています。

(2) 点検及び評価の方法

点検及び評価の方法は、教育委員会事務局各課及び施設並びに教育機関が所管する事務事業ごとに、「計画」「実績」「評価」「今後の取組と課題及び方向性」を示し、自己点検、自己評価を行います。

また、自己点検、自己評価を実施後、点検及び評価の客観性を確保するため、「点検・評価アドバイザー会議」を開催し、学識経験者等の「点検・評価アドバイザー」から自己評価の内容についてご意見をいただき、評価内容を確定しています。

●令和7年度 点検・評価アドバイザー

(50音順)

氏 名	団体名 ・ 役職名
伊 藤 栄 治	五所川原市連合PTA 会長
小 堀 勝 幸	青森職業能力開発短期大学校 校長
佐々木 瑞 信	元中央小学校 校長

3 五所川原市総合計画、五所川原市教育施策の大綱及び五所川原市教育振興計画の体系と点検及び評価の対象となる「主な取組内容」

(1) 五所川原市総合計画と五所川原市教育施策の大綱

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じた当該地方教育団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなっています。

五所川原市では、市長が教育委員会と連携して総合的に教育施策を推進していくため、五所川原市総合計画における基本構想のうち、教育・文化分野の基本政策を地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく大綱と位置付け、「五所川原市教育施策の大綱」を策定しています。

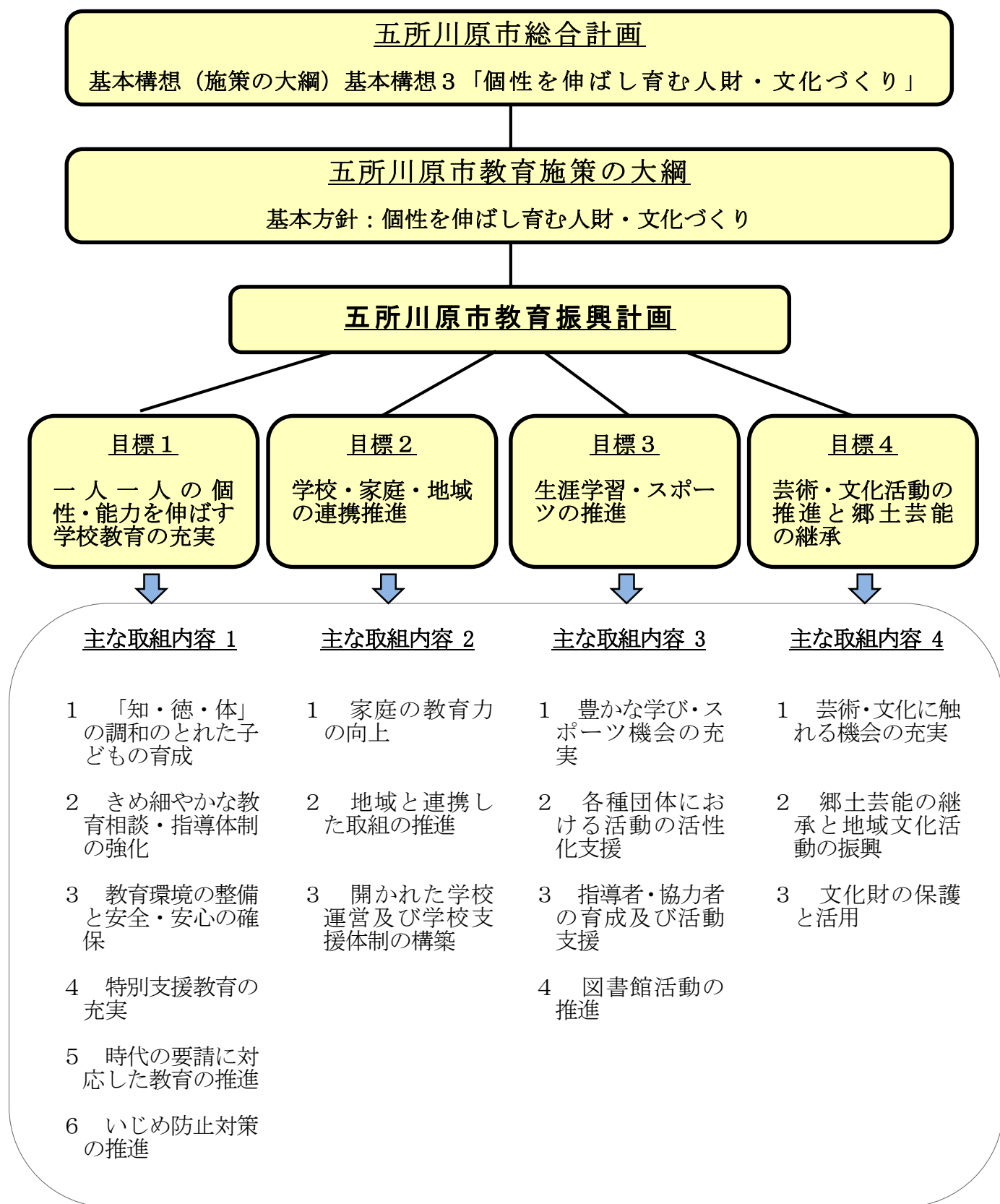
なお、五所川原市総合計画、五所川原市教育施策の大綱はいずれも令和6年度において令和7年度から令和11年度を計画期間とする新たな総合計画、大綱が策定済となっていますが、点検と評価の対象は当該点検と評価実施年度の前年度となるため、本報告書は令和6年度時点における総合計画、大綱とこれに連なる五所川原市教育振興計画に基づいています。

(2) 五所川原市教育振興計画「主な取組内容」との関係

教育委員会では、「五所川原市教育施策の大綱」の基本方針である「個性を伸ばし育む人財・文化づくり」の実現に向け、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「五所川原市教育振興計画」を策定しており、同計画で4つの目標を掲げるとともに、これらの目標を実現するための「主な取組内容」を定めています。

点検及び評価の対象となる「主な取組内容」は、こうした施策体系のもと教育委員会が行う主要な事務事業となっています。

(3) 令和6年度時点における教育委員会の施策体系



備考： 人は「財(たから)」であるという考え方から、「五所川原市教育振興計画」及び「五所川原市の教育」においては、「人材」を「人財」と表しています。

第2章 教育委員会の活動状況

1 教育委員会会議

令和6年度、教育委員会では定例会を13回開催しています。

会議は公開を原則（非公開とする会議もあり）となっており、非公開とする会議以外の会議内容は、市ホームページへ掲載し、広く周知しています。

会議において審議、決定した議案等は次のとおりです。

【令和6年度 教育委員会会議の開催状況】

No	開催日程等	審議案件
1	令和6年 第4回定例会 令和6年4月22日（木） 市役所3階 議会委員会室	●出席者 教育長、教育委員4名 ●審議等の内容 報告事項、付議案件なし
2	令和6年 第5回定例会 令和6年5月24日（金） 市役所3階 議会委員会室	●出席者 教育長、教育委員4名 ●審議等の内容（報告1件、議案2件） ・議案に対する意見について ・五所川原市教育支援委員会委員の委嘱について ほか1議案
3	令和6年 第6回臨時会 令和6年6月4日（火） 市役所3階 議会委員会室 ※一部非公開	●出席者 教育長、教育委員4名 ●審議等の内容（議案1件） ・県費負担教職員人事の内申について
4	令和6年 第7回定例会 令和6年6月24日（月） 市役所3階 議会委員会室	●出席者 教育長、教育委員4名 ●審議等の内容（議案3件） ・五所川原市立三好小学校 学校再編事業個別計画について ほか4議案
5	令和6年 第8回定例会 令和6年7月22日（月） 市役所3階 議会委員会室 ※一部非公開	●出席者 教育長、教育委員3名 ●審議等の内容（議案3件） ・令和6年度五所川原市教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の作成及び五所川原市議会への提出について ほか2議案

2 学校訪問

教育活動の現況を把握し、学校教育の充実、向上及び教育環境の改善等を図るため、教育長及び教育委員は、毎年度、学校その他の教育機関を訪問しています。

令和6年度の訪問実績は、次のとおりです。

【令和6年度 学校訪問実績】

前期日程	訪問学校
令和6年 6月25日(火)	金木中学校、松島小学校、五所川原第三中学校
同 6月28日(金)	南小学校、金木小学校
同 7月 2日(火)	五所川原第四中学校、東峰小学校、栄小学校

後期日程	訪問学校
令和6年10月15日(火)	三好小学校、五所川原第一中学校
同 10月17日(木)	三輪小学校、五所川原小学校
同 10月18日(金)	いずみ小学校、五所川原第二中学校、中央小学校
同 10月22日(火)	市浦中学校、市浦小学校

備考：表中「訪問学校」欄の記載順序は、訪問順序で記載している。

3 総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的とした「五所川原市総合教育会議」が設置されています。

同会議の令和6年度の開催状況は次のとおりです。会議は公開となっているほか、開催内容は市ホームページでも公表しています。

【会議開催状況】

開催日程等	会議内容
令和6年度 五所川原市総合教育会議 令和6年12月19日(木) 市役所3階 議会委員会室	●出席者 市長、教育長、教育委員4名 ●協議案件 ・五所川原市教育施策の大綱について ・中学校部活動の地域移行について ・その他（教育行政全般について）

第3章 各取組の点検及び評価

1 一人一人の個性・能力を伸ばす学校教育の充実

(1)「知・徳・体の調和のとれた子どもの育成」

ア 学習指導要領に基づく着実な学習を推進するとともに、学力調査などにより児童生徒の学力を把握し、実態に応じた取組を実施します。

<計画>

(ア) 学習指導要領に基づく授業の改善・充実のポイントについて、学校への計画訪問等を通して周知し、指導計画等の見直しと授業改善を支援する。

【継続事業】

(イ) 学校への計画訪問において、各学校に授業公開を要請し、授業参観後に適切な指導・助言を行う。

【継続事業】

(ウ) 標準学力検査（小学校：C R T、中学校：N R T）を各校で実施し、その結果を共有するとともに、各校の学力向上プランについての指導・助言を行う。

【継続事業】

<実績>

(ア) 学習指導要領改訂のポイント・留意点について各学校に周知し、年間指導計画等の見直しを求めるとともに、授業づくりの留意点等について指導・助言を行った。

(イ) 授業参観後に、学習指導要領のねらいや特質等に応じた学習過程に沿った授業づくりについて、I C T機器を活用しながら指導・助言を行った。

(ウ) 4月に中学校、12月・1月に小学校で標準学力検査が実施され、各学校でその結果をもとにした分析及び対策がなされた。

<評価>

(ア) 学習指導要領改訂のポイントについては各学校に周知され、計画訪問時には全ての学校において年間指導計画の見直しが図られた。

(イ) 学習指導要領改訂のポイントや特質に応じた学習過程についての理解が進み、ねらいや特質を踏まえた授業づくりが実践されてきた。

(ウ) 各校では、標準学力検査の結果に基づいた学力向上プランが設定され、計画訪問時に内容について指導・助言を行うことができた。

<今後の取組と課題及び方向性>

学習指導要領を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業の充実に向けて、指導計画や学習過程の工夫について学校訪問等を通して引き続き指導・助言を行っていく。また、各学校において学力調査の結果に基づいた学力向上プランを策定し、マネジメントサイクルを機能させた授業づくりがなされ、小・中学校9年間を見据えた系統的・発展的な指導が行われるよう支援していく。

イ 学校保健活動や体育的活動、読書活動等様々な体験活動に加え、道徳教育を通じて、児童生徒の健康の保持・増進と豊かな心の育成を図ります。

<計画>

(ア) 後期計画訪問等において、各学校の道徳科の授業に対し、参観後に適切な指導・助言を行う。また、要請を受けた場合は、内容に応じた講義、説明を行う。

【継続事業】

- (イ) 五所川原市小学校スポーツデーを開催し、市内小学校の児童がスポーツに対する理解と関心を深めるとともに、積極的にスポーツを愛好する意欲を盛り上げ、児童の健康増進を図るとともに、市内の6年生が全員参加することにより、お互いの交流を図る。 **【継続事業】**

<実績>

- (ア) 各学校の計画訪問等において、授業参観後に道徳科の授業づくりと授業改善に対する指導・助言を行った。
- (イ) 学校事情等で一斉実施をすることができなかったが、各校でそれぞれ実施し、記録を共有することで、他校の児童の様子を知ることができた。

<評価>

- (ア) 各学校では、道徳教育推進教師を分掌組織に位置付け、道徳教育の全体計画や年間指導計画に基づき、道徳科の授業を要として道徳教育の実践を積み重ねていた。また、「考え、議論する道徳」の授業づくりが実践されてきた。
- (イ) スポーツに対する関心を深め、意欲を盛り上げることはできたが、一斉実施ができなかったため、親睦を深めるには至らなかった。

<今後の取組と課題及び方向性>

- (ア) 今後も教育活動全体を通して道徳教育の充実が図られるよう、学校及び地域の実態を踏まえて各学校の道徳教育の重点目標を明確にするとともに、校内の協働指導体制とカリキュラムマネジメントを生かして、道徳教育が効果的に展開されるよう指導・助言を行っていく。

道徳科の授業改善については、「考え、議論する道徳」へ指導方法の質的変換が更に進められるよう、計画訪問を通して指導・助言を継続的に行う。

また、道徳科の評価については、目標に則して児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます評価となるよう訪問等を通して指導・助言を行っていく。

- (イ) 本事業については、行事の精選や学校における働き方改革を推進する観点から、その運営体制や学校・教職員への負担等について継続的に検討を進めてきた結果、令和6年度をもって廃止を決定した。

ウ 自ら考え、判断し、表現する力の育成等、「確かな学力」※ 定着に向けた取組を推進します。

<計画>

各学校において、学力向上の取組を実践できるよう、五所川原市「確かな学力」向上プロジェクトを推進する。推進に当たっては、前年度の取組状況や成果を踏まえ、課題や改善点を明らかにし、各学校の「確かな学力」向上プランが実践されるよう指導助言を行う。

「確かな学力」向上のため、各学校においては「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた授業実践・改善に加え、家庭学習の習慣化や学び方の指導方法について共通理解を図りながら具体的な指導をする。 **【継続事業】**

※「確かな学力」： 知識や技能はもちろんのこと、自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断して行動し、より良く問題解決する資質や能力、学ぶ意欲も含めたもの。

＜実績＞

計画訪問等において、「確かな学力」向上プロジェクトの重点事項について説明するとともに、三つの方策である【方策1】カリキュラム・マネジメントと連動した「確かな学力」向上プランの推進、【方策2】「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業づくりと学級経営、【方策3】校内研修・研究の充実に基づいて、各校の教育課程の実施に対して指導・助言した。

また、各学校の取組状況を検証するためのアンケートを実施した。アンケート結果の分析により、成果と課題を明らかにした上で、次年度に向けて「確かな学力」向上プランの改善について各学校が検討しプランの見直しを図るよう指導した。

＜評価＞

各学校において、学校教育課から示された3つの方策に沿って「確かな学力」向上プランが作成され、各学校の教員が一丸となって「確かな学力」の向上に向けた取組が進められた。

また、取組の検証のためのアンケートを実施し、その結果を受け止め、反省と分析を活用して次に生かす取組を進めることができた。さらに、次年度に向けた課題も明らかになり、改善策を打ち出すことができた。

＜今後の取組と課題及び方向性＞

過去3年間、全国学力・学習状況調査の正答率は、小学校においてはやや低下傾向、中学校においては向上傾向にある。今後も引き続き、調査結果の分析（表やグラフを用いた詳しい分析）が各学校の「学力向上プラン」の改善に生かされ、学力向上対策が継続的に行われるよう、学校教育への指導・支援を行う。

また、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業づくりの進展のために、今後も教育委員会が示す「授業デザイン22のポイント（GOLD22）」及び「授業改善ルート7」を踏まえ、計画訪問や要請訪問、教職員の研修会等を通して、各学校での授業研究、授業改善を支援していく。

各学校の授業改善は年々進んできているが、学校間、校種間での取組状況には、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業づくりにおいて、育成すべき資質・能力が確かに育まれるような指導計画や学習過程について課題が見られる。そのため、令和5年度から方策3の校内研修・研究の充実に向けて、「計画的・実践的」をキーワードとして校内研修・研究がより活性化することを目標としている。今後も、学区教育研究会への支援を通して、各学校が一丸となった学力向上の取組を進めていく。

エ 魅力ある食育推進活動を促進するため、子どもへの食育指導や学校給食の充実を図ることにより、食育を通じた健康状態の改善を推進します。

＜計画＞

- (ア) 各学校児童生徒の心身の健全な発達のために、学校給食実施基準に基づいた安心・安全で栄養バランスのとれた給食の提供を行う。また、食物アレルギーを持つ児童生徒に対し教育委員会策定の学校給食食物アレルギー対応マニュアルに沿った適切な対応を行い、必要に応じて食物アレルギー対応食（食品表示法で表示義務のある「えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生」の8品目のアレルゲンを含む食品を使用しない給食）の提供を行う（※市立学校給食センターのみ対応）。

【継続事業】

(イ) 食育推進基本計画に基づき、子どもの心身の成長と豊かな人間性を育むために、学校の要請に応じて「食事の重要性」「心身の健康」「食品を選択する能力」「感謝の心」「社会性」「食文化」をテーマに、食に関する指導を行う。

また、児童生徒の給食に対する意識や実態を把握し、今後の学校給食や食育指導の参考とすることを目的にアンケートを実施する。【継続事業】

(ウ) 食育推進基本計画に基づき、地産地消の推進を図るため、関係機関及び生産・加工団体と連携し、米、リンゴ、十三湖シジミ、大豆加工品、野菜など可能な限り県内地場産物を給食賄材料として活用する。

また、食育推進基本計画に基づき、地場産物の使用割合及び国産食材の使用割合を令和元年度以上とする。【継続事業】

<実績>

(ア) 食物アレルギーを持つ児童生徒に対し食物アレルギー対応マニュアルに沿った適切な対応を行った。また、必要に応じ、食物アレルギー対応食の提供をした。令和6年度は、3校5人の児童生徒へ対応食（うち一人は飲料のみ。）を提供した。

【食物アレルギー対応食提供状況】

	小学校		中学校		全体	
	学校数	人数	学校数	人数	学校数	人数
令和2年度	4校	6人	3校	4人	7校	10人
令和3年度	3校	5人	3校	3人	6校	8人
令和4年度	2校	2人	2校	3人	4校	5人
令和5年度	2校	2人	1校	2人	3校	4人
令和6年度	2校	2人	1校	3人	3校	5人

(イ) 食に関する指導を14校において76回、延べ1,947人に実施、食生活改善の推進を「こんだてのおしらせ」「給食だより」等により実施、試食会を10回（小学校5回、中学校1回、保育園3回、その他1回）、延べ266人に対して実施した。

また、アンケート（※別添「令和6年度五所川原市学校給食アンケート結果報告書」）を実施した結果、93.4%の回答があり「給食は好きですか」の設問に対しては89%の生徒及び90%超の児童から「とても好き」「好き」の回答を得ることができた。

(ウ) 学校給食における地場産物（県単位）を使用する割合（産地別の割合の表中当市産（14.1%）と県内産（49.6%）の合算値）が目標値（令和元年度数値（66.7%）。以下本文において同じ。）より3.0%減の63.7%と目標値を下回る一方、国産食材を使用する割合（産地別の割合の表中、当市産、県内産及び国内産（29.6%）の合算値）は目標値（90.9%）より2.4%増の93.3%と目標値を上回った。

【産地別の割合】

食材の産地		割合（％）				
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
地場 産物	当市産	14.5	13.7	14.4	14.0	14.1
	県内産 （当市産を除く。）	53.3	50.9	51.3	51.5	49.6
国内産 （当市・県内産を除く。）		22.5	24.4	25.3	26.6	29.6
その他		9.7	11.0	9.0	7.9	6.7

備考：令和４年度から、学校給食センターの数値（令和３年度まで）に単独給食実施校の数値を加えている。

【当市産（地場産品）の食材別購入量】

食材名	購入量(kg)				
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
米	43,460.56	44,082.00	41,823.00	45,170.00	42,970.00
しじみ	600.00	800.00	798.00	787.00	776.00
りんご	470.80	231.10	213.48	725.66	312.36
りんごジュース	1,245.86	1,083.81	2,019.81	1,837.49	1,958.00
りんご加工品	1,311.70	1,219.00	1,901.00	1,514.00	468.00
味噌	312.00	300.00	360.00	540.00	120.00
豆腐	973.80	1,361.00	1,966.00	573.80	572.15
大豆加工品	601.00	594.00	419.00	252.00	113.00
トマト			120.60	156.00	120.00
きゅうり	190.80		367.90	254.30	126.3
つくねいも		180.00	180.00	160.00	
そのほか野菜	90.00	95.00	140.00	81.00	96.00
いも・野菜加工品	100.00	352.50	180.80		
牛肉		1.20	0.40		
きのこ類		42.00	69.00	132.70	
はくさい				108.00	162.00
ながねぎ				422.00	492.00
だいこん					126.00
キャベツ					390.00
にんじん					150.00
計	49,356.52	50,341.61	50,558.99	52,713.94	48,951.81
市立学校給食 センター全体	341,744.72	368,378.06	351,334.79	376,671.77	346,141.86

備考：令和４年度から、学校給食センターの数値（令和３年度まで）に単独給食実施校の数値を加えている。

<評価>

(ア) 市立学校給食センター及び単独給食実施校の児童生徒に対して、事故なく安心・安全で栄養バランスのとれた完全給食の提供ができた。

また、食物アレルギー対応食希望の児童生徒に対しても、事故なく安心・安全で栄養バランスのとれた完全給食の提供ができた。

(イ) 食に関する指導では、従来の栄養教諭の授業に加えて試験的に作物の生産者と作物の加工業者をゲストティーチャーに招き実施したところ児童の高評価、関心を得ることができた。

また、五所川原市学校給食アンケートを実施し、今の児童生徒の給食に対する意識や実態を把握することができた。

(ウ) 急激な物価上昇の影響により食材の価格も高騰する中、前年度を上回る地産地消の推進とはならなかったが、国産食材の使用割合に関しては、目標である令和元年度以上とすることができた。

<今後の取組と課題及び方向性>

(ア) 今後も引き続き、市立学校給食センター受配校及び単独給食実施校の児童生徒へ対して安心・安全で栄養バランスのとれた完全給食の提供を行うとともに、必要に応じて、食物アレルギー対応食希望者へも安心・安全で栄養バランスのとれた完全給食の提供を行う。

(イ) 今後も引き続き、栄養教諭及び学校栄養職員による食に関する指導をするとともに、生産者等のゲストティーチャーを加えた食に関する指導を行う。

また、食生活改善の推進、試食会を実施し児童生徒が健全な食生活を営むことができる判断力を養うとともに、望ましい食習慣や食事マナーの習得につながるよう事業を実施する。

(ウ) 今後も引き続き、当市の基幹産業である農業の強みを活かし、米を主体（五所川原市産の米（まっしぐら）100%使用）とした地産地消を推進していくとともに、使用量に見合った作物（加工品を含む。）の供給について農業関係団体等と協議のうえ活用していく。

また、第4次食育推進基本計画に基づき、学校給食における地場産物及び国産食材を使用する割合を現状値（令和元年度）以上を目指す。

オ より良い人間関係をつくる特別活動や子ども同士が良さを認められる体験活動の充実を図ることにより、自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、学習内容を理解し、達成感を実感できる授業づくりの取組を推進します。

<計画>

特別活動及びキャリア教育の取組の内容把握に努め、系統的な指導を行うよう助言する。

また、キャリア・パスポートの効果的活用を推進し、教育活動全体を通して、一人一人の社会的・職業的自立に必要な基盤となる資質・能力の育成が図られるよう支援する。

【継続事業】

<実績>

小学校においては、「総合的な学習の時間」の学習活動を中心に地域の伝統芸能や産業に触れながら現在及び将来の生き方について考えさせる取組が多く行われた。中学校においては、上級学校や職業についての調査、職場体験、地域産業の調査等を通して暫定的な進路選択について考えさせる取組が多く行われた。

また、同一学区での小中学校間や幼保小での交流会、市小中学校児童生徒交流会も行われた。

各種体験活動、学校行事等の振り返りや学級活動※（３）の実践を通して、系統的かつ効果的な指導が行われるよう指導・助言を行った。

※ 学級活動は、（１）学級や学校における生活づくりへの参画、（２）日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全、（３）一人一人のキャリア形成と自己実現の３つの内容から構成されており、それぞれの特質に応じた指導が求められている。

<評価>

各学校において、児童生徒の集団への所属感や連帯感を深めたり、自己有用感を高める特別活動の充実が図られるようになってきているが、学級活動（１）（２）（３）のバランスや合意形成の在り方等については、改善の余地がある部分も見られた。

授業は、年間指導計画に基づいて計画的に行われ、題材の設定の工夫により学習内容の理解が高まってきている。

さらに、児童生徒のキャリア発達の段階を踏まえた系統的な教育が実施され、体験的な学習を生かしながら進められている。体験的な活動での学びを日常生活や自己の生き方につなげられるよう、学級活動での話し合い場面の充実や、振り返り場面の設定等、指導に工夫が見られるようになってきた。

<今後の取組と課題及び方向性>

特別活動においては、より良い人間関係の形成や自己有用感、自己肯定感を高めるために、児童生徒の主体性を伸ばし、仲間との協力や心の触れ合いを大切にした活動の工夫がなされるよう支援をしていく。

キャリア教育においては、小・中の接続や教科等横断的な視点を生かした教育課程の編成・実施について指導・助言するとともに、「キャリアパスポート」の活用や「キャリアカウンセリング」の機会を確保することにより児童生徒個々の成長を見守り、社会的・職業的な自立に向けた適切な指導を積み重ねられるよう、必要な支援をしていく。

また、勤労に対する考え方や職業について、将来の生活や社会生活と関連付けながら、見通しをもたせたり、振り返ったりする機会や、進路選択について主体的に考えさせる場を設けることにより、勤労観・職業観の形成を支援する。

今後は、学級活動の内容の特質に応じた授業の工夫改善が推進されるよう支援するとともに、学年間や校種間、家庭や地域社会との連携も提案していく。

(2) きめ細かな教育相談・指導体制の強化

ア 児童生徒や保護者、教職員に対する相談活動や指導方法の充実を図るため、スクールカウンセラーや教育支援センター指導員等の専門的な人材の確保に努めます。

<計画>

(ア) スクールカウンセラーを各学校に派遣し、教育相談を行う。【継続事業】

(イ) 中央公民館に教育相談室を設置し、市内在住で様々な悩みを抱えている子ども及びその保護者を対象に教育相談を行い、必要な助言・支援等を行う。

【継続事業】

<実績>

(ア) スクールカウンセラー（7名）を、計画どおりに各学校に派遣し、合計 3,773 件の相談に対する相談活動を行った。相談件数は令和 5 年度の 3,617 件より 156 件の増加となった。

【各学校（スクールカウンセラー）におけるカウンセリング実施状況】（単位：人）

学校種・男女 /相談内容	小学校		児童の 合計	保護者	教師	その他	小計	中学校		生徒の 合計	保護者	教師	その他	小計	合計
	男	女						男	女						
不登校	12	31	43	8	40	0	91	21	112	133	18	284	9	444	535
いじめ問題	7	0	7	0	7	0	14	0	0	0	0	1	0	1	15
暴力行為	6	3	9	0	8	0	17	0	0	0	0	0	0	0	17
児童虐待	0	1	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
友人関係	56	43	99	5	30	0	134	4	5	9	0	12	0	21	155
非行・不良行為	4	0	4	0	0	0	4	0	0	0	0	3	0	3	7
家庭環境	3	4	7	2	12	0	21	0	1	1	0	6	0	7	28
教職員との関係	3	0	3	1	6	0	10	0	0	0	0	2	0	2	12
心身の健康・保健	5	18	23	4	26	0	53	13	8	21	0	13	0	34	87
学業・進路	15	13	28	1	20	1	50	10	9	19	0	20	0	39	89
発達障がい	95	57	152	18	34	0	204	20	22	42	0	16	4	62	266
その他の内容	961	1,109	2,070	10	203	3	2,286	72	80	152	2	118	2	274	2,560
合計	1,167	1,279	2,446	49	387	4	2,886	140	237	377	20	475	15	887	3,773

(イ) 面談による相談については、毎週金曜日 9 時 30 分から 15 時まで実施し、相談件数は 17 件あった。

【教育相談室における教育相談実施状況及び相談内容】 (単位：人)

区分	男	女	計	相談内容
	教育相談	教育相談	教育相談	
小学生	0	3	3	不登校
中学生	6	8	14	不登校
高校生	0	0	0	
保護者他	0	0	0	
計	6	11	17	

＜評価＞

(ア) 全ての学校にスクールカウンセラーを派遣したことで、県から派遣されるスクールカウンセラーも合わせ、学校における教育相談体制がより充実し、グループ面談やグループエンカウンター等を実施する時間を確保することができ、全ての児童生徒とコミュニケーションをとることができた。また、その活動を通して共感的に認め合えるような生徒指導ができた。

(イ) 教育相談では特に不登校に関する相談が多かったが、児童生徒・保護者に寄り添った助言を行うことにより、その多くの児童生徒が教育支援センター※（令和2年度までは適応指導教室）へ通所することになり、学習支援等の支援を受けることができた。

※ 教育支援センターは、何らかの要因・背景により登校できない児童生徒へ学習の機会の確保や必要な支援等を通して、社会的自立を目指すために設置。

＜今後の取組と課題及び方向性＞

各学校におけるいじめをはじめとする児童生徒の問題行動・不登校等の対応について確認し、様々な問題を抱えた児童生徒への対応のために、スクールカウンセラーや教育支援センター指導員の適切な活用を図っていくことが重要である。そのために、今後も市内全小中学校へ市スクールカウンセラーを派遣し、県スクールカウンセラーと連携を図るとともに、福祉部子育て支援課こども家庭センター内こども相談窓口と連携し、児童生徒、保護者及び教員への教育相談体制の更なる充実を図る。

イ 不登校児童生徒の学校復帰に向け、学校、家庭、関係機関が連携し教育相談や体験活動、学習支援の充実に努めます。

＜計画＞

中央公民館に教育支援センターを設置し、通所生へ学習の機会を確保するとともに必要な支援等を行う。教育支援センターの広域化を行い、つがる市、鶴田町、中泊町、板柳町、鰯ヶ沢町、深浦町からも児童生徒を受け入れる。また、金木・市浦分室を設置し、指導員の派遣及びオンラインでの支援等を行う。 【継続事業】

＜実績＞

指導員7人の共通理解のもと、通所生一人一人に寄り添い、児童生徒の実態に応じた支援を行った。また、軽スポーツ体験、自然体験活動、調理実習など年間7回の体験活動を実施した。

令和3年度から教育支援センター広域化が本格実施され、令和6年度は他町から中学3年生1人を通所生として受け入れた。本市教育支援センターでは、小学2年生1人、小学6年生1人、中学1年生1人、中学2年生5人、中学3年生7人の

計 15 人の通所生を受け入れた。また、中学 3 年生 7 人全員が高等学校へ進学することができた。

【教育支援センターへの通所状況】

(単位：人)

学年・男女別		中 3		中 2		中 1		小 6		小 2	
月	通所生数	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
4 月	4	1	3								
5 月	6	3	3								
6 月	8	3	4								1
7 月	9	3	4		1						1
8 月	9	3	4		1						1
9 月	10	3	4		2						1
10 月	11	3	4		3						1
11 月	13	3	4	1	4						1
12 月	14	3	4	1	4	1					1
1 月	15	3	4	1	4	1			1		1
2 月	15	3	4	1	4	1			1		1
3 月	15	3	4	1	4	1			1		1

備考：中学生 13 名、小学生 2 名

＜評価＞

令和 6 年度は、計 15 人の通所生を受け入れ、指導員 7 人が通所生の状況を把握し、指導員間で連携を図るとともに、学校と密に情報交換をしながら実態に応じたきめ細かい支援ができた。

＜今後の取組と課題及び方向性＞

年々、教育支援センターの通所生が増加するとともに、様々な問題を抱えた児童生徒が通所することから、これまで以上に、学校、家庭、関係機関と情報交換及び連携を図りながら児童生徒と保護者を支援していく。

また、中学生、小学生の通所がある場合は、それぞれの学習状況に合った指導体制（授業形式の学習支援）の見直しを行っていく。

ウ いじめをはじめとする問題行動の未然防止に向けて、教育委員会が随時学校を訪問し、組織的な生徒指導の体制づくりや課題解決に対する指導・助言を行います。

＜計画＞

各学校を対象に後期計画訪問の中で生徒指導に関する話合いを行う。また、生徒指導上の問題等について、学校教育課の判断により訪問し、指導・助言を行う。

【継続事業】

＜実績＞

計画どおり、後期計画訪問の中で生徒指導に関する話合いを実施した。また、5 校に対し、8 回の随時訪問を行った。(小学校 3 校 6 回、中学校 2 校 2 回)

<評価>

後期計画訪問における生徒指導に関する話合いを通して、実態把握と指導・助言により、児童生徒の規範意識の醸成に焦点を当てた生徒指導の充実のための校内体制を確認することができた。また、学校からの相談・報告を受けて随時訪問を行い、生徒指導上の問題への対応等について指導・助言を行うことで、学校の協働指導体制づくりを進めることができた。

【児童生徒の指導状況の推移（発生率）】

年度	小学校			中学校		
	いじめ	生徒間暴力	その他	いじめ	生徒間暴力	その他
令和 2年度	190 人 (8.8%)	11 人 (0.5%)	22 人 (1.0%)	67 人 (5.9%)	2 人 (0.2%)	13 人 (1.1%)
令和 3年度	145 人 (6.9%)	9 人 (0.4%)	12 人 (0.5%)	90 人 (8.0%)	7 人 (0.6%)	3 人 (0.2%)
令和 4年度	189 人 (9.0%)	2 人 (0.1%)	9 人 (0.4%)	67 人 (6.2%)	4 人 (0.3%)	5 人 (0.4%)
令和 5年度	193 人 (9.4%)	2 人 (0.1%)	11 人 (0.5%)	118 人 (10.9%)	1 人 (0.1%)	13 人 (1.2%)
令和 6年度	216 人 (10.9%)	0 人 (0%)	40 人 (2.0%)	75 人 (7.3%)	5 人 (0.5%)	15 人 (1.5%)

備考：問題行動とは、いじめ、生徒間暴力、喫煙、飲酒、万引き、その他の窃盗、家出、深夜徘徊・無断外泊等である。

小中学校ともにいじめの積極的な認知が教職員に理解されており、特に小学校では、細かな事案もいじめと捉え報告しているため、指導数と認知件数は多い状況が続いている。

各学校とも、児童生徒が主体となったいじめ防止活動など、いじめが起きにくい環境づくりに向けた取組を行っている。

令和6年度は、中学校において飲酒、喫煙での指導があり、今後も学校が生徒、保護者や関係機関との連携をとり信頼関係を築きながら、丁寧に指導を継続していく必要がある。

<今後の取組と課題及び方向性>

より組織的で教職員の専門性と協働性を発揮できるように、生徒指導に関する話合いを通して、各学校の実態に応じた生徒指導の充実のための指導・助言を行うとともに、バックアップ体制の確立を図っていく必要がある。また、急速に変化する社会で生き抜くための主体性を身につけさせるために、いじめの根絶や問題行動、不登校等の未然防止に向け、児童生徒が主体となった安心して生活できる学校づくりの推進を引き続き行っていく。

さらに、各学校におけるいじめをはじめとする児童生徒の問題行動・不登校等の対応について確認し、様々な問題を抱えた児童生徒への対応のために、スクールカウンセラーや教育支援センターの適切な活用や、市こども家庭センターなど関係機関との連携を図っていく。

(3) 教育環境の整備と安全・安心の確保

ア 少子化に対応しつつ、児童生徒にとって安全・安心な教育環境を提供するため、学校規模の適正化及び学校の適正配置について検討しながら、施設の計画的な修繕・維持管理を推進します。

<計画>

(ア) 学校再編事業

令和7年3月に三好小学校を閉校し、同4月より五所川原小学校へ統合する。
また、市浦小学校、市浦中学校の併置校開設に向け、市浦小学校の併置校舎への改修設計を行う。

【継続事業】

(イ) 各学校施設の計画的な修繕及び維持管理

児童生徒の安全・安心な教育環境の確保を図るため、各学校施設の状況を正確に把握し、計画的な修繕及び維持管理を実施する。

【継続事業】

<実績>

(ア) 学校再編事業

令和7年4月の五所川原小学校と三好小学校との統合に向け、保護者説明会、住民説明会を実施したほか、児童が新たな環境にスムーズに馴染めるよう両校児童の交流会なども実施した。また、令和7年2月に三好小学校の閉校式を実施するなど、三好小学校の閉校、同校と五所川原小学校の統合を行うことができた。

市浦小学校、市浦中学校の併置開校に向け、同校の校舎となる市浦小学校の改修工事に向けた実施設計を行ったほか、同設計内容（併置校舎の内容と工事の進め方など）について両校の保護者に説明会を開催している。

市浦小学校（小中併置校）改修工事 委託費用：6,798,000 円

（内訳）①設計業務委託料 5,874,000 円

②アスベスト調査業務委託料 924,000 円

(イ) 各学校施設の計画的な修繕及び維持管理

修繕費用：19,952,482 円

（内訳）①小学校

修繕費用：14,294,280 円

主な修繕：五所川原小学校体育館照明修繕（LED化）（2,717,000 円）、南小学校C棟ボイラー修繕（973,500 円）

②中学校

修繕費用：5,584,502 円

主な修繕：五所川原第一中学校雨水処理装置修繕（1,259,500 円）
金木中学校調理室換気扇ほか修繕（539,000 円）

<評価>

(ア) 学校再編事業

令和5年度において優先検討校とした三好小学校の学校再編を目標年度内に実施することができた。また、同じく優先検討校とした市浦小学校、市浦中学

校についても、計画どおり併置校舎となる市浦小学校の改修に向けた実施設計を終了し、令和7年度での改修工事に向けた下地を作ることができた。

(イ) 各学校施設の計画的な修繕及び維持管理

各学校が要望する施設の修繕については、限られた予算の中で、全ての要望に対応することはできなかったが、教育現場における優先度の高い施設や設備等の修繕を計画的に実施することで、児童生徒の安全・安心な教育環境の維持が図られた。

＜今後の取組と課題及び方向性＞

(ア) 学校再編事業

令和7年度においては、市浦小学校、市浦中学校の併置校開設に向け、併置校舎となる市浦小学校の大規模改修（長寿命化改修）に取り組むほか、条例改正等による併置校の正式決定を行うなど令和8年4月の併置校設置に向けた手続き等を進めていくこととし、併置校開校及び開校後に諸作業（市浦中学校の物品整理、校舎閉校作業等）終了後、次期優先検討校の選出に着手していく。

(イ) 各学校施設の計画的な修繕及び維持管理

学校施設については、限られた予算の中で、教育現場において優先度の高い施設の修繕や整備の充実及びその維持管理を行なってきたところであるが、老朽化が年々進行していく中において各学校施設の状況を正確に把握し、定期的な点検の徹底及び維持管理を行い、また計画的に各種事業を実施していくことで、児童生徒の安全・安心な教育環境の維持を継続的にやっていく。

イ 児童生徒のインターネット等を活用した情報活用能力を育成しながら、主体的・協働的な学びと学力向上を図るとともに、教職員による効果的な学習指導につながるよう、計画的なICT教育の環境整備を推進します。

＜計画＞

(ア) 教職員のICT機器の操作理解と利活用能力の向上のほか、学校におけるICT機器を活用した授業計画の作成支援や日常的なメンテナンス支援、各種ソフト更新など、他方面でICT教育の支援を行うべくICTサポーターを配置する。

【継続事業】

(イ) 児童生徒のICT利活用能力向上のため、基礎的ICTスキルを習得できる各種プログラム、タブレット端末の使い方から持ち帰りガイド、日常のQ&Aなど児童生徒が自主的に学べる環境を整備する。

【新規事業】

＜実績＞

(ア) 令和6年度は会計年度任用職員として3人のICTサポーターを配置し、主に以下の業務を行った。

- ・タブレット端末等のICT機器を使用した授業の補助
- ・ICT機器に関する相談、操作サポート
- ・遠隔授業等のGoogle Workspaceアプリを伴うシステムサポート
- ・パソコン等の機器管理、メンテナンス

- ・パソコン、ネットワーク機器等の障害時における初期対応
- ・ＩＣＴ機器を使用した授業の提案、相談
- ・サポーターだよりの発行

(イ) 児童生徒が自主的にＩＣＴスキルを向上することが出来るともに、毎日使用するＩＣＴ情報や学習リソースを１箇所に集めた便利なポータルサイト「児童生徒ポータルサイト」の開設に向け、令和６年１２月に試験運用を実施、当該試験運用での評価を踏まえ、令和７年４月からの運用開始を目指し、年度末までにポータルサイトの最終整備を行った。

<評価>

(ア) ＩＣＴサポーターは前年度に比して１名減の３名体制となり、各学校への訪問回数が減ったものの、チャットアプリなどを活用し、担当校からの各種依頼や相談に対応することでサポート内容の質を維持し、教職員の負担軽減、多忙感解消に大きく貢献することができた。

(イ)「児童生徒ポータルサイト」では、基礎的ＩＣＴスキル向上に向け児童生徒が興味を持って、また気軽に楽しめるようなテスト形式でのプログラムを搭載し、また高成績者には認定証を交付するなど、児童生徒が自主的に学べるような環境が整備できたほか、これまで煩雑であった児童生徒へのアンケートフォームの統一及び一括集計、授業で使用機会の多い学習リソース（アプリ）を集約することで、ＩＣＴを利用した授業における教職員の負担軽減にも繋げることができるものである。

<今後の取組と課題及び方向性>

ＩＣＴ機器の利活用状況については、学校間で未だ差異があるほか、教職員においても習熟度や授業、校務における利活用に差が見られている。教職員の中には、効果的な活用場面を見いだせず、従来の教育スタイルから離れることができなかったり、教科の特性上、活用場面を諦めてしまったりする場面も見受けられるため、他の参考事例となるような教職員の利活用事例の紹介、ＩＣＴサポーターによる授業補助、授業内容の相談及び提案を行っていく。

児童生徒の多くはＩＣＴ機器を利用する機会が限られており、基本的な利活用能力の習得が不十分であるほか、ＩＣＴモラルについても基礎的なモラル教育を行っているものの、児童生徒に対して十分に浸透していない現状であり、ネット上のトラブルが発生しやすい状況にある。

各学校においては、引き続き基礎的ＩＣＴスキルの習得、ＩＣＴモラルの向上に向けた指導に取り組んでいくほか、令和７年度より運用開始した「児童生徒ポータルサイト」の内容を充実し、児童生徒の自主的な学習を促していく。

ウ 施設の老朽化及び少子化にともなう自校方式（市浦小・中学校）給食のあり方の検討及び学校給食センターの適正な維持管理を行います。

<計画>

安心・安全な学校給食を提供するために、学校給食センター及び単独調理実施校を適正に維持管理し、安全衛生管理を徹底する。

<実績>

○施設・設備修繕の実施

学校給食センター及び単独調理実施校では、炊飯釜再フッ素加工修繕他 42 件の

修繕（修繕金額 8,453,884 円）を行った。

○施設管理業務の実施

学校給食センター及び単独調理実施校では、地下式貯油槽漏洩検査業務他 6 件の委託業務（委託金額 6,056,220 円）を行った。

○機器管理業務の実施

学校給食センターでは、自家用電気工作物保安管理業務他 14 件の委託業務（委託金額 14,229,600 円）を行った。

○細菌検査業務の実施

学校給食センター及び単独調理実施校では、細菌検査業務（委託金額 345,488 円）を行った。

○備品購入

学校給食センター及び単独調理実施校では、汁用食缶他 9 件の購入（備品購入金額 929,140 円）を行った。

＜評価＞

学校給食センター及び単独調理実施校の維持管理を適正に行ったことによって、一年間を通して児童生徒に安心・安全な給食を提供することができた。

＜今後の取組と課題及び方向性＞

引き続き、「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」に従い、安心・安全な給食を提供できるよう努めるとともに、併せて当該基準書等の趣旨を調理業務受託業者、学校及び食材納入業者等にも浸透するよう周知の徹底を図る。

また、単独調理実施校では、必要に応じて小破修繕を実施するほか、令和 8 年度開校の市浦小中学校併置校に向け、現市浦小学校調理場の改修及び備品の更新等を実施する。

エ 義務教育の円滑な実施が図られるよう、経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助の充実に努めます。

＜計画＞

要保護者※¹に対し、修学旅行費（補助対象外経費を除く。）の全額を援助する。（学校給食費、学用品費等は生活保護費（教育扶助）から支給される。）

準要保護者※²に対し、以下の費目を支給する。

- ・ 修学旅行費（補助対象外経費を除く。）
- ・ 給食費の全額
- ・ 学用品費（小学校 11,630 円、中学校 22,730 円）
- ・ 新入学児童生徒学用品費等（小学校 57,060 円、中学校 63,000 円）
- ・ 医療費※³（学校保健安全法施行令第 8 条による疾病） 【継続事業】

※ 1 要保護者とは、生活保護受給世帯で児童生徒の保護者を示す。

※ 2 準要保護者とは、市民税非課税で就学援助の申請により認定された児童生徒の保護者を示す。

※ 3 子ども医療費助成制度やひとり親医療給付など、他の医療給付事業を受けている場合を除く。

<実績>

【小学校に通う児童への就学援助費】

(単位：人、円)

区分	小 学 校									
	給食費		修学旅行費		学用品費		新入学学校用品費等		医療費	
	人数	金 額	人数	金 額	人数	金 額	人数	金 額	人数	金 額
令和 2年度	272	13,793,760	55	1,647,073	267	1,508,983	35	883,090	4	30,470
	—	—	—	—	3	12,599	—	—	—	—
令和 3年度	252	12,695,670	42	1,408,185	247	2,771,802	33	1,128,370	—	—
	—	—	1	42,896	3	34,890	—	—	—	—
令和 4年度	255	12,299,040	49	2,197,889	251	2,746,596	37	1,926,940	—	—
	—	—	—	—	2	20,352	—	—	—	—
令和 5年度	239	12,123,540	50	2,104,030	236	2,632,241	31	1,675,860	—	—
	—	—	2	87,396	3	24,229	—	—	—	—
令和 6年度	235	13,732,412	41	2,030,164	222	2,581,848	21	1,189,260	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考：1 下段は他市町村へ区域外就学している児童への援助

2 令和7年3月現在、要保護・準要保護児童は全体の12.0%

【中学校に通う生徒への就学援助費】

(単位：人、円)

区分	中 学 校									
	給食費		修学旅行費		学用品費		新入学学校用品費等		医療費	
	人数	金 額	人数	金 額	人数	金 額	人数	金 額	人数	金 額
令和 2年度	149	8,130,240	—	—	148	1,639,391	50	2,000,000	1	9,090
	—	—	—	—	2	18,941	—	—	—	—
令和 3年度	141	7,789,710	16	510,739	137	3,036,344	43	1,804,000	—	—
	—	—	—	—	2	45,460	2	82,000	—	—
令和 4年度	145	7,699,800	75	3,739,832	145	3,203,024	53	3,126,000	—	—
	—	—	1	151,600	5	113,650	—	—	—	—
令和 5年度	141	7,705,200	45	3,554,123	140	3,091,272	48	3,021,000	—	—
	—	—	3	237,548	5	90,919	2	126,000	—	—
令和 6年度	131	8,380,075	39	3,484,161	127	2,835,563	42	2,646,000	—	—
	—	—	1	77,511	6	136,380	—	—	—	—

備考：1 下段は他市町村へ区域外就学している児童への援助

2 令和7年3月現在、要保護・準要保護児童は全体の13.7%

＜評価＞

要保護者に対し、修学旅行費（補助対象外経費を除く。）、準要保護者に対し、修学旅行費（補助対象外経費を除く。）、給食費の全額、学用品費（小学校 11,630 円、中学校 22,730 円）、新入学児童生徒学用品費等（小学校 57,060 円、中学校 63,000 円）及び医療費を援助したことにより、義務教育の円滑な実施が図られた。

＜今後の取組と課題及び方向性＞

今後も引き続き、要保護者・準要保護者に対して各費目を援助することで、義務教育の円滑な実施を図っていく。

オ 教職員に対し、個人情報の保護等についての理解促進と管理徹底を図ります。

＜計画＞

令和 5 年度に改訂を行った五所川原市立学校情報セキュリティポリシー（以下「セキュリティポリシー」という。）に基づき、教職員のセキュリティポリシーの理解を深めるための研修機会を提供するとともに、各学校においてセキュリティポリシーが遵守され、確実に情報セキュリティ対策が実施されていることを確認するため、セキュリティポリシーの実施状況の点検・評価に関する指導・助言を行う。

【継続事業】

＜実績＞

教職員への研修機会の提供及びセキュリティポリシーの実施状況の点検・評価に関する指導・助言は行えなかった。

＜評価＞

セキュリティポリシーの改訂は行ったものの、教職員への研修機会を設けることができなかったため、改訂後のセキュリティポリシーの周知が不十分となっている。同様にセキュリティポリシーの実施内容の点検・評価に関する指導・助言も行うことができなかったため、各学校における点検・評価に関する業務フローが構築されていない状況である。

＜今後の取組と課題及び方向性＞

教職員においては、日々の授業により研修日が指定された集合型の研修に参加することは日程調整が難しいと思われることから、各自の空き時間で実施できる研修教材等の導入を検討するとともに、セキュリティポリシーの実施内容の点検・評価がスムーズに実施できる体制の構築を目指す。

また、児童生徒の学びや学校の働き方の変化に合わせて、教育現場で必要とされる情報セキュリティ対策は変化しているため、文部科学省より令和 7 年 3 月に公表された、最新版の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を基に、セキュリティポリシーの見直しも実施する。

カ 児童生徒の安全・安心を守るため、防災・防犯や感染症の拡大防止、アレルギー対策等、危機管理体制の強化を図ります。

＜計画＞

防災・防犯や感染症の予防及び拡大防止、更にはアレルギー対策等、児童生徒や教職員等の生命や心身等に危害をもたらす様々な危機を未然に防止するとともに、万

一、事件・事故が発生した場合、その被害を最小限にするために、適切かつ迅速に対応することを定めた危機管理マニュアルの整備を推進する。

学校訪問では、危機管理マニュアルの整備状況を確認するとともに、PDCAサイクルに基づき改善を図るよう指導する。【継続事業】

＜実績＞

前期計画訪問の際、諸表簿（危機管理マニュアルや学校安全計画等）の閲覧の時間を設定し各校の整備状況を確認した。

また、不審者侵入に関わる防犯対策の無記載や内容修正が必要な学校には、記載・修正依頼をし、これまでの指導・助言で全ての学校において不審者対策が記載された危機管理マニュアルを整備することができた。

＜評価＞

危機管理マニュアルの整備により、様々な事故等が発生した際、教職員の役割等を明確にし、児童生徒の安全確保に向けた体制の確立が図られた。

＜今後の取組と課題及び方向性＞

各学校における危機管理マニュアルの見直しについて必要な助言を行い、体制整備や事故発生時等に必要に応じて学校をサポートする。

(4) 特別支援教育の充実

ア 障がいのある子どもの適切な就学や教育支援のため、教育支援委員会の適切な運営に計画的に取り組むとともに、就学相談の機会充実に努めます。

イ 教職員の障がいに対する理解や専門性の向上を図るため、専門的知識を有した外部講師による研修を推進します。

<計画>

(ア) 教育支援委員会を設置し、障がいのある子どもへの就学支援と早期からの教育相談・支援及び就学後の一貫した支援を行う。【継続事業】

(イ) 専門検査を適正に実施するため、その実施方法と結果分析について研修し、担当教員の専門性と資質の向上を図る。【継続事業】

(ウ) 発達障がいの児童生徒の理解や対応についての研修会を行う。

(エ) 「教育支援の手引」を作成・配布し、就学に関する手続き及び早期からの一貫した支援について情報提供を行う。【継続事業】

(オ) 幼児及び児童生徒のより適切な就学及び一貫した支援のため、市の就学支援体制等についての説明会及び特別支援教育に関する研修会を行う。

【継続事業】

<実績>

(ア) 教育支援委員会を設置し、委員 20 人に委嘱した。

(イ) 教育支援委員会専門員研修会を実施し、参加者は 30 人であった。

(ウ) 特別支援教育研修会の実施

弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻 教授 菊地 一文氏による「自立活動やキャリア発達の視点を踏まえた多様な教育的ニーズへの対応」と題した講話を開催し、市内小・中学校から 45 名の教職員が受講した。

通常学級に在籍を置きながら特別な配慮が必要な児童を対象に行う通級指導教室に関して、令和 6 年度からは巡回型の通級が始まったため、関係小学校において巡回型通級指導校訪問を実施し、校長、教頭、学級担任、通級指導担当教員等と情報交換や通級による指導について確認を行った。その他、特別支援教育アドバイザーの派遣要請が 5 件あり、特別な配慮が必要な児童への接し方について助言したり、校内研において講師として合理的配慮についての講話を行ったりした。

(エ) 「教育支援の手引」を作成し、各学校、各関係機関へ配布した。

(オ) 適切な就学及び支援に資するため、市の就学支援体制の説明会を実施した。

また、学校法人舘田学園 五所川原第一高等学校 特別支援教育室 室長 小柳 和也氏による「五所川原第一高等学校の特別支援教育について」と題した講話を行った。各学校特別支援教育コーディネーター及び市内幼保こども園の就学支援担当者を対象とし、受講者は 50 人であった。

<評価>

(ア) 教育支援委員会で、就学に関わる総合診断を行うことで、障がいのある子どもの適切な就学先決定の一助とすることができた。

また、合理的配慮を踏まえた個別の教育支援計画の作成によって、就学後の一貫した支援を行う体制づくりを構築することができた。

(イ) 教育支援委員会専門員研修会では、知能検査の実施方法と結果分析について研修し、担当教員の専門性と資質の向上に資することができた。

(ウ) 特別支援教育研修会では、子ども理解のための肯定的な見方、知的障がいや発達障がいの特徴と合理的配慮等について理解を深めることができた。通級による指導については、各小学校の訪問と情報交換のみでは、通級指導教員と教

- 職員との間で、指導内容等についての理解に差があったため、どちらも確認できるように、特別支援教育アドバイザーが「通級による指導Q&A」を作成した。
- (エ)「教育支援の手引」を作成し、各学校、各関係機関へ配布することによって、就学支援の流れや申込の手順について、周知を図ることができた。
- (オ) 就学支援説明会及び研修会では、就学支援の説明を行い、周知や理解が得られたとともに、研修会では、五所川原第一高等学校における、支援を要する生徒へのサポートアシストプログラムについて学ぶことを通して、発達障がいを含む幼児児童生徒への支援の仕方、中学生の進路の方向性について理解することができた。

<今後の取組と課題及び方向性>

学校と教育委員会のみならず、医療、保健、福祉等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業までの一貫した教育相談体制の整備を進めていく。

また、就学後も継続的に教育相談・指導を行うことにより、就学先の変更を含め、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援の方法等について定期的に見直しを行っていく。

長期的な視点で一貫した支援を行うために、家庭や関係機関と連携した個別の教育支援計画を作成するとともに、個別の指導計画に反映させ、支援の充実を図るなど積極的に活用していく。また、通常の学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒の個別の教育支援計画等の作成についても各学校へ呼びかける。

- ウ 多動傾向や介護等、特別な配慮を必要とする児童生徒や低学力の児童生徒に対して、学習支援の充実を図るため、学校教育支援員の配置校と配置人数の改善に努めます。

<計画>

学校教育の充実・学力向上等を図るため、多動傾向や介助を必要とするなど特別な配慮を必要とする児童生徒の支援のほか、低学力の児童生徒に対しての学習支援が必要な学校に学校教育支援員を派遣する。 【継続事業】

<実績>

小学校 11 校、中学校 6 校に 31 人の学校教育支援員を配置した。

【学校教育支援員の配置状況】

年 度	小 学 校	中 学 校	計
令和 2 年度	20 人 (11 校)	9 人 (6 校)	29 人
令和 3 年度	21 人 (11 校)	9 人 (6 校)	30 人
令和 4 年度	23 人 (11 校)	9 人 (6 校)	32 人
令和 5 年度	24 人 (11 校)	9 人 (6 校)	33 人
令和 6 年度	23 人 (11 校)	8 人 (6 校)	31 人

<評価>

令和 6 年度に特別支援学級に在籍した児童生徒数は 141 人だった。この状況に対し、学校教育支援員を各校へ配置することで、学校生活支援、学習支援の充実を図った。しかし、依然として十分な支援が行われているとは言えず、さらには、特別

な配慮を必要とする児童生徒数は年々増加傾向にあることから、学校教育支援員の配置校と配置人数の十分な改善には至っていない。

<今後の取組と課題及び方向性>

特別な配慮を必要とする児童生徒に対する支援の一層の充実を図るため、学校教育支援員の確保と適正配置を行っていく。

(5) 時代の要請に対応した教育の推進

ア 世界で活躍できる人材の育成を図るため、外国語教育や国際理解に向けた教育の充実を図ります。

<計画>

外国語指導助手を学校に派遣し、各学校児童生徒の英語力の向上と国際理解教育の推進を図る。 【継続事業】

<実績>

令和6年度も外国語指導助手（以下「ALT」という。）を合計4人体制で派遣した。各学校では、外国語活動・外国語の授業における支援はもちろん、スピーチコンテストの指導や学校行事等への参加等、ALTの積極的な活用が見られた。

<評価>

各学校が、ALTとともに言語活動を工夫・充実させたり、交流活動を行ったりすることによって、コミュニケーション能力の育成や異文化への理解が深まるなどの成果が見られ、児童生徒の外国語教育や国際理解への充実につながった。

<今後の取組と課題及び方向性>

今後も、引き続き各校にALTの積極的な活用を促すために、ALTを活用することの意義や効果について教職員に理解してもらう必要がある。令和6年4月に発行された「AOMORI ENGLISH PACKAGE」を活用しながら、ALT活用会議や諸研修会、学校訪問等を通じてALTの効果的な活用法の提案を行っていく。

授業においては、ALTを対話のモデルとして活用したり、ALTの視点も取り入れたパフォーマンス評価を実施するなど、ALTの多様な活用場面を提案することで、児童生徒の主体的な英語学習を促し、英語力向上につなげていく。

また、外国語活動・外国語を直接指導する教員だけでなく、全教職員がALTと積極的にコミュニケーションを図ろうとすることが国際理解教育の第一歩であることを伝えていくことも重要である。

イ ICTの活用により、主体性を大切にした「個別最適な学び」と多様な個性を生かし社会性を育てる「協働的な学び」の充実を図ります。

<計画>

(ア) 協働学習支援ツールの試験的導入と有効性の検証結果の共有 【継続事業】

(イ) 指導者用デジタル教科書の拡充と活用促進 【継続事業】

(ウ) ICT活用推進研修会の年2回の実施 【継続事業】

<実績>

(ア) 協働学習支援ツールを無料トライアルにより試験的に導入し、動作性・有効性について調査をした。

(イ) 小学校の教科書改訂にともない、指導者用のデジタル教科書ライセンスを各校に配布及び利用環境の整備をし、学校訪問で活用について指導・助言した。

(ウ) ICT活用推進研修会については、第1回目を基本的なICTツールの操作方法と授業での実践的なアイデアや、便利な機能・ツールの活用方法に関する内容とし、グループに分かれて実施した。第2回目を校務支援におけるICT活用等の発展的な活用方法に関する内容として実施した。

<評価>

「個別最適な学び」の中核となるデジタル教科書というリソースの提供とその利

用環境の整備及び初期の導入支援については着実に進んだ。また、授業における「協働的な学び」の充実へ向けたＩＣＴの効果的な活用事例も数多く見られた。

＜今後の取組と課題及び方向性＞

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を豊かに実現するための、授業改善や教育活動全体の質の向上に資する強力な手段として位置づけ、教職員が自信を持って日常的に活用できるよう継続的かつ実践的な支援を推進していく。

ウ 勤労観・職業観を育成するため、地域の企業や人材等と連携した職業に係る体験学習や講話を行うなどキャリア教育を推進します。

＜計画＞

将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められている視点に立った教育活動が展開されるように、指導助言を行う。 【継続事業】

＜実績＞

キャリア教育を体系的に推進していくために各学校ではキャリア教育の全体計画及び年間計画を作成し、職場体験活動（中学校）、学校行事（現地学習、修学旅行など）、地元企業を招いての職業講話などが行われた。

＜評価＞

小学校では、現地学習や地域の企業と連携した取組が行われたことにより、それぞれの職業の具体的な内容を知ることができただけでなく、それらの職業に興味を持ったり仕事をしている人に支えてもらっていることに気付いたりするなど、児童の勤労観・職業観を高めることができた。

中学校では、地元企業と連携した職場体験や職業講話、地域の清掃活動やボランティア活動等が行われたことにより、それまで持っていた興味を更に深め、自己の生き方のヒントとして自分の進路を考える材料の一つとなった。

その他、特別活動や総合的な学習の時間を通して、職業観・勤労観を育成する学習が行われ、多種多様な人間関係を構築することにつながった。

＜今後の取組と課題及び方向性＞

各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間の学習指導要領におけるキャリア教育に関する事項を確認し、相互の関連性や系統性を留意の上、有機的に関連付け、発達の段階に応じた創意工夫ある教育活動が展開されるよう指導・支援を行っていく。

また、キャリア教育において体験活動は重要であるが、「体験あって学びなし」にならないようにしなければならない。そのためにも、事前・事後指導の充実を図るよう指導・支援を行っていく。

エ 外国語教育や情報教育における教職員の指導力の向上を図ります。特に、情報教育においては、指導者用デジタル教科書を計画的に整備し、教職員のＩＣＴ活用指導力の向上を図るとともに、子どもの主体的・対話的で深い学びの実現につなげます。

＜計画＞

各学校への後期計画訪問において、新学習指導要領を踏まえた外国語活動・外国

語科の授業の指導・助言を行う。

また、指導者用デジタル教科書及びＩＣＴ機器の有効活用についても指導・助言を行う。【継続事業】

<実績>

後期計画訪問では、外国語活動・外国語科の授業において、指導と評価の一体化を意識した授業づくりが行われているかに注目して授業参観し、指導・助言を行った。

加えて、校内研修のテーマを「ＩＣＴの効果的活用」と設定した学校もあり、授業におけるＩＣＴの積極的な活用が見られた。

<評価>

外国語活動・外国語の授業においては、目的・場面・状況を意識した言語活動の設定が浸透してきた。

また、指導者用デジタル教科書については、積極的に活用している指導者が増え、教職員のＩＣＴを活用した指導力の向上につながっている一方で、ＩＣＴを使うこと自体が授業の目的になってしまい、活用を通してどんな力を身に付けさせたいのかが不明瞭な授業も見られたため、この点については課題が残る。

<今後の取組と課題及び方向性>

デジタル教科書やタブレット端末等によるＩＣＴの効果的な活用について、研修会や学校訪問を通じて実践例等を交えながら助言し、英語力の向上やＩＣＴを活用した指導力の向上につなげていく。

また、ＩＣＴの活用は子どもの主体的・対話的で深い学びを支える手段の一つであること、子どもに身に付けさせたい力をイメージして、効果的な活用を推進していくことの大切さも学校に助言していく。

オ 次代の五所川原市の担い手として活躍できる人材・リーダーの育成に向け、児童生徒が創意工夫を生かして自主的・実践的に取り組む特別活動を推進します。

<計画>

特別活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるより良い生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度が育まれるように、学校訪問等で指導・助言を行う。

【継続事業】

<実績>

各学校では、児童生徒会を中心として自治活動が行われたり、生徒会行事における行事等の企画・運営が行われた。また、五所川原市を担う人材の育成に向けて令和５年度からの事業である「市内小中学児童生徒交流会」を開催した。

<評価>

各学校では、児童生徒会活動を通して、学校生活の充実につながるような自主的・実践的な特別活動が推進されてきた。また、異年齢集団による交流なども計画・実践された。

児童生徒交流会では、体験活動・交流活動を通して故郷の伝統文化について知り、共に考え、未来につなげていこうとする意欲の向上につながった。

<今後の取組と課題及び方向性>

児童生徒が自主的・実践的に取り組む特別活動の更なる充実に向けて、これまで各学校で特色ある取組が進められてきたが、今後は「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」という3つの視点をより意識した活動を行うことで、子どもたちに身に付けさせたい資質・能力は何なのか、どのような学習過程を経ることにより資質・能力の向上につながるのかということを意識した指導が行われるよう、引き続き指導・助言を行う。

また、児童生徒交流会での学びを各校のリーダーが学校に還元できるよう、工夫した計画・運営を推進していく。

(6) いじめ防止対策の推進

ア 「特別の教科 道徳」の授業の充実を図り、相手を思いやる気持ちの醸成に努めます。

<計画>

計画訪問において、各学校の道徳科の授業等に対し、参観後に適切な指導・助言を行う。また、要請を受けた場合は、内容に応じた講義、説明を行う。 【継続事業】

<実績>

前期及び後期計画訪問において授業参観をし、後期訪問では道徳科の授業づくりと授業改善に対する指導・助言を行った。

<評価>

前期及び後期計画訪問から、各学校では、道徳教育推進教師を分掌組織に位置付け、道徳教育の全体計画や年間指導計画に基づき、道徳科の授業を要として道徳教育の実践が推進されている。また、道徳科における「考え、議論する」授業づくりの改善も見られ、その中で、児童生徒が自己を見つめたり、物事を多面的・多角的に考えたりすることを通して、相手のことを思いやる気持ちを深める学習展開がされていた。

<今後の取組と課題及び方向性>

今後も、教育活動全体を通して道徳教育の充実が図られるよう、学校及び地域の実態を踏まえて各学校の道徳教育の重点目標を明確にするとともに、校内の協働指導体制とカリキュラムマネジメントを活かして、道徳教育が効果的に展開されるよう指導・助言を行っていく。

道徳科の授業改善については、「考え、議論する道徳」へ指導方法の質的変換が更に進められるよう、学校訪問を通して指導・助言を継続的に行う。

また、道徳科の評価については、目標に則して児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます評価となるよう努めることや評価の充実が授業改善につながることに理解が深まるよう、訪問等を通して指導・助言を行っていく。

イ 五所川原市いじめ防止基本方針に基づき、保護者や教職員等が早期にいじめに気付き、適切な対応・処置を講ずることのできる見守り体制整備を行います。

<計画>

実効的ないじめ防止基本方針の策定と年度始めに教職員の共通理解を図るとともに、地域や保護者への理解促進を図るよう指導助言する。毎月、各校でいじめアンケートを実施し、その結果を教育委員会へ報告する。また、スクールカウンセラーを配置し、相談しやすい環境づくりを推進する。

【継続事業】

<実績>

学校では、毎月のいじめアンケートを実施し、いじめの早期発見に努め、いじめを認知した際には、学校のいじめ防止基本方針に基づき、適切に対処するとともに、教育委員会へ状況を報告している。また、スクールカウンセラーを活用した教育相談を計画的に実施した。

【令和6年度スクールカウンセラーが対応したいじめの相談件数】

区分	いじめの相談件数	全相談件数	相談の割合※
小学校	7 件	2,886 件	0.24%
中学校	0 件	887 件	0.00%
合計	7 件	3,773 件	0.19%

※相談の割合＝いじめの相談件数／全相談件数

＜評価＞

いじめの対応では、小中学校ともに定期的ないじめアンケートの実施により、軽微なうちに対応できている。そのため、スクールカウンセラーが対応した相談件数のうち、いじめの相談は非常に少ない結果となっている。

＜今後の取組と課題及び方向性＞

早期発見に当たっては、日頃から行動観察や個別面談、生活ノートの内容等をもとに児童生徒の状況把握を行い、小さなサインを見逃すことがないよう多面的に情報収集し、組織的に指導していくとともに、スクールカウンセラーを効果的に活用するなど、教育相談体制の一層の充実と連携強化を図る。また、学校訪問時にいじめ防止基本方針の見直し改善等についての助言を行い、各学校の組織対応力の強化を図る。

ウ いじめを未然防止するため、児童生徒が主体となった防止活動等により意識開発を図ります。

＜計画＞

いじめのない学校づくりに向け、児童会や生徒会が中心となり、いじめ防止スローガンづくりやいじめ防止の標語等、いじめの未然防止に向けた環境づくりに、児童生徒が自主的に取り組めるよう、学校に対し指導・助言していく。【継続事業】

＜実績＞

いじめのない学校づくりに向け、児童生徒が主体となった活動が見られた。いじめ防止の標語を教室や廊下に掲示している学校、学校全体でいじめ防止に向けた話し合いをする学校など、それぞれの学校独自に未然防止に向けた取組が見られた。

＜評価＞

児童生徒が主体となった活動内容から、学校全体でいじめ防止に取り組むという環境づくりが年々定着してきている。また、児童生徒が主体となった学校生活での活動も増えており、それが積極的な生徒指導につながっている。

＜今後の取組と課題及び方向性＞

これまでの成果から、学校全体でいじめ防止に取り組むという環境づくりは定着してきている。今後は、児童生徒が主体となり、児童生徒の発想を生かした自主的な取組を推進することで、さらなるいじめの未然防止を図る。

2 学校・家庭・地域の連携推進

(1) 家庭の教育力の向上

ア 地域の子育て環境の充実や家庭支援に取り組むNPO団体などと連携し、親子が集える居場所づくりや各種講座の開催の充実を図るとともに、家庭での生活習慣を含めた学習習慣づけや意欲向上を図る取組を推進します。

<計画>

未実施

<実績>

未実施

<評価>

「ハートネットをつくろう！～ちょっと気になる子への支援～事業」については、令和6年度より子育て支援課に移管したため、上記事業は行っていないが、引き続き家庭教育力向上を図るため、子どもフェスティバル事業において、生活習慣などの見直しを啓発する資料を掲示し、親子で家庭での生活について考える機会となった。

<今後の取組と課題及び方向性>

子どもたちの遊びは、デジタルツールの普及によりスマートフォンやゲーム機を使ったものへと変化し、その長時間の使用が規則的な生活習慣、学習習慣を身に付けることを阻害している一因と考えられるため、学校の参観日など保護者が学校に集まる機会を利用してスクリーンタイムなどデジタルツールの正しい使用方法について児童生徒、保護者へ向け啓発、周知する。

イ 教育委員会と市内小中学校が連携し、家庭教育に関する相談の受付や地域社会との関わりが希薄な家庭への訪問等を行うなど、個々の家庭が主体となった家庭教育を推進するための支援を図ります。

<計画>

家庭が主体となった家庭教育を推進するため、教育相談や家庭訪問等を通して家庭と学校が課題を共有し、家庭が抱える子育ての悩みや不安の解消を支援する。

【単年度事業】

<実績>

家庭と学校との教育相談、家庭訪問等や家庭と教育委員会との教育相談を基に、相談内容に応じて各関係機関と連携を図り、計画的かつ継続的に課題解決に取り組んだ。また、必要に応じて、家庭との連携の取り方について、学校へ助言を行った。

<評価>

教育相談や家庭訪問等を通して、子育ての悩みや不安を共有するとともに、家庭と学校が連携・協力して解決に取り組むことで、家庭の主体的な課題解決の一助となった。また、これらの取組が家庭と学校の信頼関係の構築にもつながった。

一方で、なかなか家庭と連絡がとれず、課題解決に時間を要したケースもあった。

<今後の取組と課題及び方向性>

引き続き、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうことがないように、各関係機関の協力を得ながら切れ目のない支援に取り組む。また、子育ての悩みや様々な課題、困難を抱える家庭への情報提供・相談体制を充実させる。

(2) 地域と連携した取組の推進

ア 地域の人材や関係団体・企業等の協力を得ながら、様々な体験を通じて地域の産業や歴史、伝統文化等を学ぶ機会の充実を図り、郷土への愛着と誇りの醸成を図ります。

<計画>

子ども達の体験活動機会や親同士の交流が減少傾向にあるため、親子が楽しく遊べる子どもフェスティバルを開催し、子ども同士だけでなく、親同士更には多世代交流を促し、地域とのつながりを深める。【継続事業】

<実績>

中央公民館「みんなの教室」講師及び受講生、青少年健全育成推進員五所川原市協議会等に各コーナー開設の協力を依頼し、「茶道体験」「囲碁体験」「軽スポーツ」など、体験することを中心としたコーナーを作り、親子で自由に回って体験し、一日中過ごせるイベントを実施した。

【子どもフェスティバルの開催状況】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加者数	中止	中止	中止	144 人	145 人

<評価>

普段の生活ではなかなか体験できないことを、地域の方々の協力により経験したことで、子ども達が地域とのつながりを深め、多世代交流することができた。

<今後の取組と課題及び方向性>

子どもフェスティバルは、公民館まつりと一本化しイベント名を「公民館まつり」として開催する。高齢層の参加者が多い公民館まつりとして開催することで、世代間交流や地域とのつながりがより深まることが見込まれる。また、子どもだけが中心のイベントから、全世代が対象の行事とすることで、親子で参加した親世代も新たな地域とのつながりを構築できるものとなっていく。

イ 児童生徒が地元企業等の事業所を訪問し、事業内容や働くことの大切さへの理解を深め、自身の将来の就業イメージを持つことができる機会の充実を図ります。

<計画>

未実施

<実績>

未実施

<評価>

キャリア教育について、令和4年度まで「施設見学会」を実施していたが、職場見学については各学校において実施していること、青森県が西北地区を対象とした広域開催ではあるがキャリア教育に向けた研修会を実施していることから、事業内容は重複すると判断し、令和5年度より教育員会事務局でのキャリア教育事業は廃止している。

＜今後の取組と課題及び方向性＞

上記評価理由により、今後も教育委員会事務局が主担する事業は行わず、各小中学校の取組を支援していくほか、青森県教育支援プラットフォーム西北地区実行委員会で実施する事業に参画していく。

※ 各学校におけるキャリア教育への取組については、29 ページの取組項目「ウ 勤労観・職業観を育成するため、地域の企業や人材等と連携した職業に係る体験学習や講話を行うなどキャリア教育を推進します。」を参照。

ウ 地域住民や関係機関と連携して見守り活動を行うことにより、通学時の児童生徒の安全確保に努めます。

＜計画＞

「五所川原市通学路安全・防犯プログラム」に基づき、児童生徒が安全・安心に通学できるよう通学路の安全確保に向けた具体的な取組を実施する。 【継続事業】

＜実績＞

各学校へ危険箇所の照会を行い、回答のあった30件に対し、警察や道路管理者等、関係機関に対応を依頼したほか、側溝蓋の設置等7か所について対策を実施。

対応依頼、実施済対策の内容については、市ホームページで公開した。

＜評価＞

各学校の通学路上の危険箇所の認識を共有することにより、対策可能な案件については対策を実施することで危険箇所が改善された。

＜今後の取組と課題及び方向性＞

通学路の安全確保に向けた取組については、住宅地の新設や道路環境の整備等、毎年度変動していく態様に対応していくため、継続実施が必須となるものあり、関係機関との合同点検や対策実施後の効果検証による更なる対策改善・充実を図っていくこととする。

(3) 開かれた学校運営及び学校支援体制の構築

ア 学習補助や学校の環境美化活動等の学校支援活動を充実させるため、学校支援コーディネーターの育成・確保に努めます。

<計画>

小学校 6 校に地域学校協働本部を設置し、地域学校協働活動推進員が企画・運営、学校と地域との連絡調整等を行い、地域学校協働活動である学校に対する多様な協力活動等を行う。【継続事業】

<実績>

小学校 6 校に 7 名の地域学校協働活動推進員を配置し、地域学校協働活動である登下校の見守り、学校周辺環境整備等、学校と地域との連絡調整を行い、学校に対する多様な協力活動を行った。

【地域学校協働活動推進員数】

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
学校数	6 校	5 校	5 校	5 校	6 校
地域学校協働活動推進員数	7 人	6 人	6 人	7 人	7 人
ボランティア数（延べ人数）	4,163 人	4,012 人	5,297 人	5,775 人	2,297 人

備考：令和 4 年度までの名称「学校支援コーディネーター」

<評価>

地域学校協働活動推進員を配置することにより、学校と地域をつなぎ、地域学校協働活動である登下校の見守り、学校周辺環境整備等、学校に対する多様な協力活動を行い、学校と地域が連携・協働して活動することができた。また、令和 6 年度は地域学校協働活動推進員が学校と地域との連絡調整をすることにより、教職員の負担が軽減され、働き方改革の一助となった。

<今後の取組と課題及び方向性>

地域学校協働活動推進員が配置されている学校は、小・中学校 17 校中 6 校であり、今後は市内すべての小中学校に地域学校協働活動推進員を配置できるよう、学校側の事情や地域に対する要望に留意して推進していく。

地域学校協働活動推進員が配置されていない学校では、スタートアップの時点で、教職員への負担が大きいことが考えられるため、地域学校協働活動が教職員の負担軽減になり、学校運営の改善につながることを丁寧に説明していく。

イ 学校の教育活動について積極的に情報公開を進めるとともに、保護者や地域の有識者による評価を活用した学校運営を推進します。

<計画>

教育水準の向上を図るため、年度末に教育活動や学校運営の状況について、教職員による自己評価や評価委員会（保護者や地域住民等の学校関係者により構成）による評価を行う。また、その評価結果を教育委員会へ報告するとともに、保護者や地域

住民等の学校関係者へ公表する。

【継続事業】

<実績>

各学校は、評価結果を教育委員会に報告することで一定水準の教育の質の保障と向上を図るとともに、保護者や地域住民等の学校関係者へ公表することで、説明責任を果たした。

<評価>

学校評価の取組によって、学校が今後、改善を図るべき課題を把握するとともに、保護者や地域住民等の学校関係者と課題を共有することができた。

<今後の取組と課題及び方向性>

引き続き、学校評価を通して教育活動や学校運営について保護者や地域住民等の学校関係者の理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めていく。

ウ 学校、家庭、地域が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる体制の構築に向けて、学校課題等について関係部署や関係機関との情報共有を図り、開かれた学校運営を行うための連携を強化します。

<計画>

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るため、学校運営協議会を各学校へ順次設置する。

<実績>

令和6年度は、先行導入校である三輪小学校において3回の会議が実施されたほか2小学校、1中学校で学校運営協議会設置に向けた協議が行われている。

<評価>

先行導入校となっている三輪小学校において、学校運営方針の協議・確認等が行なわれ、また地域学校協働活動が推進されたものの、「学校の課題」「地域の課題」を整理しつつ構築する「共通の目的」決定までには至っておらず、課題整理の視点や審議方法等について、なお検討を要する段階である。

<今後の取組と課題及び方向性>

令和7年度においても、先行導入校の検討実績を踏まえつつ、学校運営協議会の運営方法について多様な視点、取組を検証していくため、設置を検討している各学校から新たに2校程度、学校運営協議会を設置することとし、地域と学校との連携取組について市内学校における模範的事例の検証、検討を進めていく。

3 生涯学習・スポーツの推進

(1) 豊かな学び・スポーツ機会の充実

ア 市民の学習ニーズを把握しながら公民館の各種講座・教室や出前講座の充実に努めるとともに、青少年から高齢者まで幅広い市民が参加しやすい講座・教室の開催に努めます。

<計画>

(ア) 高齢者の学習意欲を高め、社会活動参加を促進し、仲間づくりと生き甲斐づくりを推進するため、北辰大学（五所川原地区）、ひばの樹大学（金木地区）、寿大学（市浦地区）を開講する。【継続事業】

(イ) 中央公民館でみんなの教室（ストレッチ体操、遠州流茶道、ヨガ等 14 教室）を開講する。そのほか、学びの成果を発表する場として、公民館まつりを開催する。また、金木公民館で市民教養教室（健康ダンス、陶芸、料理等 5 教室）を開講する。【継続事業】

<実績>

(ア) 各々の大学では受講生が運営委員会を組織し、学習会やクラブ活動を実施した。また、新規加入者募集のため、市広報に掲載し、受講生にも新規加入者募集を呼びかけた。開講にあたっては福祉部包括支援課と連携し、カリキュラム作成を行った。

【各大学の実績】

年 度	北辰大学		ひばの樹大学		寿大学	
	開催回数	受講生	開催回数	受講生	開催回数	受講生
令和元年度	10 回	171 人	8 回	81 人	10 回	87 人
令和2年度	8 回	171 人	6 回	67 人	7 回	77 人
令和3年度	8 回	158 人	6 回	63 人	7 回	70 人
令和4年度	10 回	139 人	8 回	55 人	10 回	63 人
令和5年度	10 回	133 人	8 回	57 人	10 回	62 人
令和6年度	10 回	131 人	6 回	56 人	10 回	59 人

(イ) 中央公民館ではみんなの教室 14 教室、金木公民館では市民教養教室 5 教室を開催した。

各教室では活発に教室を開催し、中央公民館では各教室の発表の場として公民館まつりを開催することができた。また、各公民館の目立つ場所へポスターを掲示し、教室の紹介をしたことにより、周知が図られた。

そのほか、中央公民館及び金木公民館の玄関に各教室の様子を撮影した写真と活動内容を掲載したポスターをパネルに掲示し、来館者に周知した。

【みんなの教室 開催状況】

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教室延べ回数	155 回	168 回	155 回	168 回	156 回
参加者延べ人数	1,560 人	1,853 人	1,800 人	1,991 人	1,986 人

【市民教養教室】

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教室延べ回数	67回	67回	59回	60回	60回
参加者延べ人数	573人	581人	577人	587人	609人

<評価>

(ア) 多種多様な講師により、受講生は社会生活において必要な精神的・実務的な知識を身につけることができ、仲間とのふれあいも深めることができた。

(イ) 各教室での活発な活動により、知識や技術の向上とともに趣味を通じた仲間づくりができ、充実した活動を行うことができた。

ストレッチ体操、遠州流茶道、むがしっこ、書道、三味線、謡曲、囲碁、手編み、太極拳、エンジョイスポーツは、長く受講した方々が立ち上げたサークルで継続して活動することができた。

<今後の取組と課題及び方向性>

(ア) 受講生の高齢化による退会者に加え、働く高齢者の増加により受講生は年々減少傾向にある。しかし、当市の高齢化率は上昇しており、高齢者の仲間づくりと生きがいづくりのため、学習会・クラブ活動の様子を市広報紙や市ホームページに掲載して活動内容を知ってもらおうとともに、受講生の知人等への勧誘を行ってもらいながら、引き続き福祉部包括支援課と連携して魅力あるカリキュラム作りを行い、受講生を増やしていく。

(イ) 仲間づくりと教室受講を通して得た知識、技術等を実生活の中で活用し、望ましい地域づくりを担う人財を育成するため、今後も継続していく。

イ 生涯学習への意欲の醸成を図るため、活動の成果を発表する場の充実に努めます。

<計画>

五所川原市文化振興会議が主催する市民総合文化祭及び金木文化団体協議会が主催する金木文化まつりへの支援を行う。

【継続事業】

<実績>

教育委員会において市民総合文化祭、金木文化まつりの開催周知や会場設営、事業当日の来場者案内などの運営補助等、開催に際しての支援を行った。

<評価>

市民総合文化祭、金木文化まつりは五所川原市文化振興会議や金木文化団体協議会に加入する文化団体が日頃の活動の成果を発表する場や参加団体を知る機会となっており、こうした活動の場を毎年度確保していくことで、参加者の学習意欲の向上や新たな参加者への勧誘アピール場所、仲間づくりの機会が提供された。

<今後の取組と課題及び方向性>

生涯学習の活動成果を発表する場として市民総合文化祭、金木文化まつりは地域住民の目標ともなっている一方、会場設営や当日の運営などマンパワーを要する場面において教育委員会の支援が必要となっていることから、引き続き五所川原市文化振興会議及び金木文化団体協議会の支援を行い、生涯学習活動の推進を図る。

ウ スポーツ推進委員等と連携し、スポーツ大会や体験イベント等の開催、各種スポーツ教室の充実を図るとともに、それらへの参加促進に向けたPR活動を積極的に展開します。

＜計画＞

(ア) スポーツの振興に貢献したもの及びスポーツ活動に優秀な成績を収めたものを顕彰する。 【継続事業】

(イ) 学童スキー大会及び北奥羽学童ジャンプ大会、学区対抗スポーツ大会、市民軽スポーツの集い、軽スポーツ体験教室及び講習会等のスポーツ大会や体験イベントの開催を実施する。 【継続事業】

＜実績＞

(ア) 令和7年2月23日、五所川原市中央公民館において、スポーツ大会において優秀な成績をおさめた個人75人、12団体(91人)にスポーツ特別優秀賞ほか各賞を授与し、また、広報ごしよがわらで受賞者の成果を周知した。

(イ) スポーツ推進委員等の協力を得ながら、学区対抗スポーツ大会をはじめ、各種スポーツ大会や講習会等を開催することができた。また、新たなイベントとして、岩木川カヌー川下り体験会を実施した。

【各種大会等の開催日、開催場所及び参加者数】

区 分	開催日	開催場所	参加者数
岩木川カヌー川下り体験会	令和6年7月4日	岩木川	10名
軽スポーツ体験教室	令和6年8月21日	市民体育館	21名
学区対抗スポーツ大会	令和6年9月22日	市民体育館	5学区 112人
市民軽スポーツの集い	令和6年9月22日	市民体育館	38人
フットサル大会	令和6年12月8日	市浦B&G海洋 センター体育館	4チーム 50名
学童スキー大会 北奥羽学童ジャンプ大会	令和7年2月9日	嘉瀬スキー場	13人
軽スポーツ講習会	令和7年2月13日	市民体育館	23人

＜評価＞

(ア) 優秀な成績を収めた個人、団体に対し、顕彰を授与することで、競技者の更なる競技力向上やモチベーション向上に資することができた。

(イ) 軽スポーツの集いなど、これまで行なっていた教室等については、新たな参加者がほとんどおらず、事業の在り方等を検討する必要がある。また、岩木川カヌー川下り体験会については、市浦中学校3年生を対象にして実施し、生徒には自然の魅力を肌で感じてもらったことで、健全なる育成に寄与することができたが、参加者が限定されているため、見直しが必要である。

＜今後の取組と課題及び方向性＞

(ア) 今後も、スポーツ振興に貢献した者及びスポーツ活動に優秀な成績を収めた個人・団体を顕彰し、文化・スポーツに親しむ機会を提供する。

(イ) スポーツに親しむ機会を確保するために、スポーツ推進委員や各種団体と

連携しスポーツイベントの開催や派遣指導を行いながらスポーツの推進を図る。

エ 少子化が進行し、児童生徒数が減少する中であって、従来の学校中心の運動部活動から地域指導者・保護者会中心の社会体育クラブへの移行を進め、児童生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実に努めます。

＜計画＞

中学校部活動では、少子化によるチーム編成の困難化や指導する教職員の多忙化等多くの課題を抱えていることから、検討委員会を設置し、地域移行への課題等を把握し、地域の実情に応じて部活動から地域クラブ等への段階的な移行を目指す。

【継続事業】

＜実績＞

五所川原市中学校部活動地域移行推進計画を策定するため、12月に五所川原市中学校部活動検討委員会を開催し協議を行ない、令和6年度中に計画を策定することができた。

＜評価＞

中学校の部活動を地域クラブ等に移行するにあたってのスケジュールや方向性を定めることができた。

＜今後の取組と課題及び方向性＞

受け皿となる地域クラブと活動場所や指導者の確保など協議を進めていくとともに、競技種目ごとに地域の実情に応じた実施計画を作成する。

また、中学校と移行年度について協議決定し、児童生徒及び保護者に対し、移行年度や地域クラブの情報提供を図る。

オ 生涯学習・スポーツ活動の拠点施設の計画的な修繕・維持管理に努めます。

＜計画＞

(ア) 施設及び備品を適切に管理し、学習者、利用者への利便性向上及び安全性確保のため公民館施設老朽化の改善に向けた修繕を実施する。 【継続事業】

(イ) 市民の運動機会を確保し、安全・安心に利用できるよう社会体育施設の計画的な改修・修繕を行う。 【単年度事業】

＜実績＞

(ア) 中央公民館及び金木公民館の維持修繕等

○中央公民館

・修繕：中央公民館ポーチ屋根防水修繕（1,705,000円）

他11件

合計：3,380,333円

○金木公民館

・修繕：金木公民館ボイラー部品及バランス管取替修繕（779,900円）

他5件

合計：1,571,170円

(イ) 社会体育施設の維持修繕等

・嘉瀬スキー場雪面定規改修工事

6,567,000円

・金木B&G海洋センターろ過機ポンプ修繕

342,100円

・市民体育館ロッカー室等塗裝修繕

580,800円

・その他小破修繕（指定管理施設）

3,530,695円

＜評価＞

（ア）施設及び備品を適切に管理したため、良好な状態で施設を供用することができた。

（イ）修繕後は良好な状態で施設を供用することができた。

＜今後の取組と課題及び方向性＞

（ア）施設及び備品を適切に管理し、老朽化により修繕が必要な箇所については、利用者への利便性及び安全性確保のため、改善を行っていく。

（イ）長期的に利用できるように施設の状態を定期的に点検し、小破修繕をこまめに実施するなど、利用者が安全、安心に利用できるよう整備する。

また、野球場の集約に伴う改修、市民体育館の老朽化に伴う新設等、スポーツ施設全般が老朽化していることから、今後、改修時期などを関係課と協議検討していく。

(2) 各種団体における活動の活性化支援

ア 各種団体に対して学校体育館の開放や公民館の利用促進を図るなど、生涯学習・スポーツ活動の拠点となる場所の提供に努めます。

<計画>

(ア) 各施設を良好な状態で維持管理し、気軽に快適に生涯学習・スポーツ活動が楽しめる場所を提供する。【継続事業】

(イ) 地域で活動するスポーツ団体等を対象に各学校の体育館等の学校体育施設を学校教育に支障のない範囲で開放する。【継続事業】

<実績>

(ア) 各施設を良好な状態で維持管理及び運用を行った。各施設の利用実績は次のとおり。

【市民体育館】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用件数	2,163件	1,658件	1,847件	2,107件	2,061件
利用者数	31,812人	28,445人	40,842人	49,719人	42,748人

【市営球場】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用件数	96件	151件	313件	130件	135件
利用者数	3,228人	5,634人	6,990人	4,306人	5,477人

【市営庭球場】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用件数	1,082件	1,135件	1,096件	1,177件	1,201件
利用者数	16,155人	14,335人	13,192人	16,325人	17,311人

【つがる克雪ドーム】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用件数	422件	747件	764件	771件	927件
利用者数	23,366人	25,299人	23,410人	40,758人	51,056人

【勤労者総合スポーツ施設】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用件数	551件	1,574件	2,119件	2,437件	2,332件
利用者数	5,198人	13,622人	17,332人	26,946人	30,019人

【弓道場】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	1,048人	2,528人	3,590人	4,317人	4,126人

【漆川体育館】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用件数	1,169件	1,079件	1,249件	1,384件	1,261件
利用者数	8,558人	8,523人	9,638人	11,446人	11,050人

【北斗グラウンド】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用件数	118件	240件	350件	316件	325件
利用者数	2,377人	5,297人	7,574人	6,012人	6,963人

【嘉瀬スキー場】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	677人	918人	672人	0人	555人

備考：令和5年度は雪不足のため休業。

【金木運動公園】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
野球場 利用者数	1,634人	3,937人	4,715人	3,595人	2,920人
テニス場 利用者数	592人	735人	596人	1,008人	1,383人

【金木B＆G海洋センター（プール）】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	1,338人	1,306人	1,020人	2,171人	1,803人

【金木相撲場】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	0人	0人	0人	119人	261人

【市浦B＆G海洋センター（体育館）】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用件数	224件	99件	91件	86件	125件
利用者数	2,502人	1,419人	1,183人	1,421人	1,969人

【市浦B & G海洋センター（艇庫）】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用件数	14 件	10 件	7 件	7 件	2 件
利用者数	520 人	148 人	144 人	147 人	70 人

【山村広場】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用件数	66 件	86 件	114 件	92 件	75 件
利用者数	1,472 人	2,123 人	3,516 人	1,725 人	2,403 人

【五所川原市中央公民館】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用件数	2,195 件	2,023 件	2,408 件	2,726 件	2,701 件
利用者数	30,746 人	33,693 人	36,702 人	43,435 人	40,705 人

【金木公民館】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用件数	481 件	447 件	623 件	612 件	475 件
利用者数	8,187 人	11,375 人	9,529 人	10,647 人	6,467 人

(イ) 市内小学校 11 校、中学校 4 校の学校体育施設を開放し、計 74 団体が利用した。各施設とも安全管理に努めることで、良好な状態でスポーツ施設を愛好者に提供することができた。

【学校体育施設の一般利用状況（小学校）】

No.	利用学校名	利用期間	使用団体数
1	五所川原市立五所川原小学校	4月10日～3月10日	9団体
2	五所川原市立南小学校	4月10日～3月7日	8団体
3	五所川原市立中央小学校	4月10日～3月1日	8団体
4	五所川原市立栄小学校	6月1日～2月28日	7団体
5	五所川原市立三輪小学校	4月1日～3月31日	7団体
6	五所川原市立三好小学校	4月1日～1月31日	3団体
7	五所川原市立東峰小学校	4月15日～2月15日	2団体
8	五所川原市立松島小学校	4月22日～2月14日	5団体
9	五所川原市立いずみ小学校	4月1日～3月31日	2団体
10	五所川原市立金木小学校	4月10日～2月7日	5団体
11	五所川原市立市浦小学校	4月10日～2月28日	1団体
小学校合計			57団体

【学校体育施設の一般利用状況（中学校）】

No.	利用学校名	利用期間	使用団体数
1	五所川原市立五所川原第一中学校	5月7日～2月28日	5団体
2	五所川原市立五所川原第三中学校	4月9日～3月25日	6団体
3	五所川原市立五所川原第四中学校	4月1日～3月31日	4団体
4	五所川原市立金木中学校	4月1日～3月31日	1団体
中学校合計			16団体

＜評価＞

- (ア) 各施設とも安全管理に努めることで事故等の発生もなく、良好な状態でスポーツ施設・公民館を愛好者に提供することができた。
- (イ) 学校体育施設の開放により、スポーツ活動をする機会が増え、よりスポーツに親しむことができた。

＜今後の取組と課題及び方向性＞

- (ア) 教育委員会が所管しているスポーツ施設・公民館は、建設から長い年月が経過し、経年劣化が進み改修、修繕が必要な状態となっているため、随時、施設

点検、小破修繕を行う。

(イ) 学校施設を継続して利用できるように、利用団体に使用後の清掃等マナーを遵守するように指導していく。

イ 市民の自主的な活動を促進するため、イベント等の情報提供や各種団体の活動紹介などを行います。

＜計画＞

市のホームページに市内各種団体やクラブチームの情報を掲載して、市民に対し情報提供を行う。 【継続事業】

＜実績＞

市ホームページに、市内の各種団体・クラブチームの情報を掲載した。

＜評価＞

市ホームページを見た保護者から、クラブチームの見学や入会希望の問合せがあり、普及活動の支援を図ることができた。

＜今後の取組と課題及び方向性＞

今後も、市内の各種団体・クラブチームの情報提供等の支援を継続し、市民のスポーツ活動の機会確保・充実のために継続して事業を図っていく。

(3) 指導者・協力者の育成及び活動支援

ア 指導者の資質向上のため、関係団体と連携しながら、研修会や講習会等への参加を促進します。

イ 参加者及び指導者等の安全確保や保険に関する情報提供等の支援を行う等、活動しやすい環境づくりに努めます。

<計画>

学校中心の部活動から地域主体の地域クラブに移行する際、最も重要な課題である指導者の確保を図るため、指導者に必要な知識や技能、事故防止等についての研修会を開催し、指導者の資質向上に取り組む。【継続事業】

<実績>

スポーツ指導に係るコーチングの仕方について、4月に指導者研修会を開催し、市内地域クラブ指導者12名の参加があった。

また、2月にはスポーツハラスメント防止の意識付け及び指導者同士の情報交換を行うことを目的に研修会を開催し、市内地域クラブ指導者43名の参加があった。

<評価>

スポーツ指導者の資質向上に繋がった。また、異種目間の指導者の交流の場ともなった。

<今後の取組と課題及び方向性>

今後も、更なるスポーツ等の指導者資質向上に努めるとともに、異種目間の交流の場としての研修会を開催していく。

(4) 図書館活動の推進

ア 誰もが利用しやすい資料環境を整えつつ、市民の知識や教養を高める講習会、イベント、資料展示を開催することにより、市民の生活・仕事・文化・読書活動を支援します。

<計画>

読書及び図書館利用を推進するための講習会、イベント、資料展示を開催する。

【継続事業】

<実績>

イベントは1回開催し78人の参加があった。資料展示は認知症、まつり、SDGs、男女共同参画など、テーマを多彩に設定し行った。子育て支援拠点場所2か所へ、延べ10回300冊の配本を行った。活字による読書が難しい方へ、音訳などによる資料・情報提供を行った。

【イベント詳細】

月 日	講演会内容	参加者数
令和6年8月11日	イベント「大相撲爆笑トークショー」 講師：今 靖之氏（相撲史研究家）、 能町 みね子氏（エッセイスト） 場所：五所川原市立図書館2階閲覧室 内容：相撲をテーマにしたトークショー	78人

<評価>

相撲をテーマとした講演会は、魅力的な講師をお迎えしたことが多くの参加となり、収集してきた相撲資料の利用にもつながった。また、多くの方の興味関心に添った多様なテーマで展示を行ったことで、資料の利用につながった。

<今後の取組と課題及び方向性>

今後も市民の豊かな生活に寄与できるよう、通常の読書や情報享受が難しい方への配慮をしながら図書館資料を活用したイベントや資料展を企画・実施し、図書館サービスを届けていく。

イ 図書館の利用促進に向けて、図書館だよりやSNSをはじめとする様々な媒体の効果的な活用について検討しながら、図書館の活動やサービスに関して積極的な広報活動を行います。

<計画>

図書館の活動やサービスを図書館だよりやSNS等により積極的に広報する。

【継続事業】

<実績>

【広報活動詳細】

月 日	広報内容	回数・アクセス数
令和6年9月 令和7年3月	図書館だより「本古知新17号、18号」発行	2回
随時	公式ホームページの運営（アクセス数）	47,921回
随時	Facebook「五所川原市立図書館」投稿	20回
毎週水曜日 (第1水曜日生放送)	FM ぐしよがわら「図書館インフォメーション」放送	50回
毎月25日	広報ぐしよがわら「図書館」ページ更新	12回

<評価>

公式ホームページや広報ぐしよがわらに学校図書館支援の取組を特集掲載することで、幅広く図書館サービスの提供内容を発信できた。

<今後の取組と課題及び方向性>

広報媒体について学び、積極的に活用し、より多くの方に情報が届くように広報活動を行うことで図書館利用者を増やしていく。

ウ 資料提供の機会充実を図るため、多種多様な資料収集に努めるとともに、郷土資料のデジタル化及びインターネットによる情報公開を推進します。

<計画>

(ア) 利用と保存を考慮して資料受入・除籍を行う。【継続事業】

(イ) 五所川原市に関する資料を収集・保存し、活用できるように目次や内容など丁寧なデータ入力を行う。【継続事業】

(ウ) 必要な方に本が届くように本の見せ方に工夫を凝らす。【継続事業】

<実績>

(ア) 年間受入・除籍冊数等

【年間受入・除籍冊数】（令和6年4月1日～令和7年3月31日）（単位：冊）

区分	購入	寄贈	所蔵館変更	除籍
市立図書館	1,643	1,402	161	11,530
金木分館	74	55	▲161	71
市浦分館	0	5	0	1
計	1,717	1,462		11,602

【分類別蔵書数】（令和 7 年 3 月 31 日現在）

（単位：冊）

分類 区分	0 総記	1 哲学	2 歴史	3 社会科学	4 自然科学	5 技術	6 産業
市立図書館	4,308	2,147	8,808	11,617	3,347	4,080	2,337
金 木 分 館	47	111	525	394	231	375	155
市 浦 分 館	73	29	368	142	52	66	36
計	4,428	2,287	9,701	12,153	3,630	4,521	2,528

分類 区分	7 芸術	8 言語	9 文学	児童	計
市立図書館	15,118	1,473	32,152	25,853	111,240
金 木 分 館	481	74	2,676	1,761	6,830
市 浦 分 館	126	21	748	139	1,800
計	15,725	1,568	35,576	27,753	119,870

【蔵書数推移】

（単位：冊）

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
市立図書館	124,948	124,392	122,201	119,564	111,240
金 木 分 館	6,604	6,471	6,668	6,933	6,830
市 浦 分 館	2,870	2,852	2,405	1,796	1,800
計	134,422	133,715	131,274	128,293	119,870

【貸出冊数及び貸出者数（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

区分	貸出冊数（単位：冊）				貸出者数（単位：人）			
	一 般	生 徒	児 童	計	一 般	生 徒	児 童	計
市立図書館	49,830	890	6,812	57,532	11,998	201	1,084	13,283
金木分館	2,714	35	258	3,007	1,005	10	45	1,060
市浦分館	16	0	0	16	6	0	0	6
計	52,560	925	7,070	60,550	13,009	211	1,129	14,349

【貸出冊数推移】

（単位：冊）

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
市立図書館	69,836	63,071	72,795	56,101	57,532
金 木 分 館	4,518	4,754	5,778	3,615	3,007
市 浦 分 館	126	202	102	123	16
計	74,480	68,027	78,675	59,839	60,555

【貸出者数推移】

(単位：人)

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
市立図書館	12,912	11,752	13,751	13,128	13,283
金 木 分 館	936	1,155	1,463	1,229	1,060
市 浦 分 館	83	89	57	65	6
計	13,931	12,996	15,271	14,422	14,349

- (イ) 五所川原市に関する資料は、図書・新聞記事・パンフレット・CD・DVD・ホームページ公開等の行政資料など 219 タイトルを収集し、迅速・適切な資料提供ができるように目次や内容のシステム入力も行った。閉校となった三好小学校の校歌ピアノ譜・児童歌唱音源をデジタル保存し、貸出利用できるようにした。
- (ウ) 新着図書コーナー、太宰治コーナーを利用者の目につく場所に移し、新たにシニアに役立つコーナーを設けた。

＜評価＞

- (ア) 除籍基準に則り開架の除籍を進めたことで棚に余裕が生まれ、新しく受け入れた本も表紙を見せて紹介できるようになり、手に取りやすくなった。
- (イ) 五所川原市に関連する新聞の記事見出し入力を令和 5 年発行分まで終えたことで、郷土調査の充実につながった。
- (ウ) 各コーナーの配置換えや新しいテーマ棚は、読書意欲の喚起となり図書の貸出につながった。

＜今後の取組と課題及び方向性＞

- (ア) 限られたスペースでできる限り多くの資料を利用してもらうために、利用者の求めるものの把握に努め、除籍・選書を行っていく。
- (イ) 資料がより活用されるような方策を学び検討し、今後も目次や内容などデータの丁寧な入力やデジタルアーカイブの充実を図っていく。
- (ウ) 時機を逃さず話題になっているテーマ展示を行うなど、今後も利用につながる方法を考え実行していく。

エ 子どもの読書活動の活性化を図るため、子どもが読書に親しむイベント等を開催するほか、各学校に図書館司書を派遣することで学校図書館の機能充実に努めます。

＜計画＞

- (ア) 市立図書館司書訪問支援を実施しながら、学校との連携を深める。

【継続事業】

- (イ) 第 9 期子ども司書養成講座を開催するとともに、子ども司書の活動の機会を作る。

【継続事業】

- (ウ) 子どもの読書推進につながる資料展示等を実施する。

【継続事業】

＜実績＞

- (ア) 図書の分類・発注などの管理、希望資料の配本、移動図書館などを延べ 230 回司書訪問支援により実施した。また、インターンシップや見学は、10 団体 240 人を受入した。

(イ) 読書活動推進リーダーを育成し、市全体の読書活動を推進することを目的とし、市内の小学4年生から6年生を対象に令和6年7月21日から28日の8日間で全10講座開催し、第9期子ども司書11人が誕生した。

講座・活動について「子ども司書新聞50号、51号」を作成・公開した。

(ウ) イベントは、1回開催し9人の参加があった。金木・市浦地区の子ども園、放課後児童クラブへ5,700冊配本を行った。

<評価>

(ア) 小中学校への市立図書館司書による支援が浸透し、学校と図書館双方に児童生徒に図書館活動を推進していくことの重要性の共有が図られてきており、先生からの読書関連単元の授業実施など新たな依頼もあり、図書館利用促進につながった。また、授業や移動図書館の実施は、児童の図書館への理解促進と読書活動の活性化につながった。

(イ) 歴代の子ども司書の活動機会を設けたことは、子ども司書の学びの確認、達成感・連帯感が醸成される機会になった。

(ウ) 学校訪問時や子ども園・放課後児童クラブの方の利用動向を踏まえたテーマを考え展示を行ったことは、子どもたちの図書館への興味喚起、資料利用につながった。

<今後の取組と課題及び方向性>

(ア) 学校訪問支援を継続しながら学校が課題に感じていることを先生と連携し取り組むことで、読書・図書館利用習慣の形成や子どもたちの読書推進を図る。

(イ) 子ども司書養成講座は、参加者の習熟度の差異などを考慮した講座内容にするなど、子ども司書の活動が、講座の知識を活用した楽しい活動となるよう、内容を検討し継続実施していく。

(ウ) 参加してみたいイベントの企画や図書館を利用する子どもたちが手に取りたいような展示を絶え間なく行い、本の楽しさや読書の喜びを伝え続けることで来館者を増やしていく。

オ 利用者の要望に応じた資料提供を行うため、青森県立図書館や他市町村図書館等と連携した相互貸借等を行います。

<計画>

より充実した図書館サービスを提供するために資料借受や相互連携を積極的に行う。

【継続事業】

<実績>

【資料借受、相互連携実績】

連携機関等	連携内容	実施日・期間	冊数・人数等
五所川原圏域 3図書館	「どこでも返却」	通年	4,547 冊
青森県立図書館	市町村向け協力用図書借受	令和6年4月11日、 5月9日、6月13日、 6月25日、8月8日、 9月12日、10月10 日、11月7日、12月 5日 令和7年1月9日、2 月13日、3月6日	12 回 8,893 冊
相互貸借	利用者の求めに応じて、図 書館相互に資料を貸借しあ い提供した。		借受 783 冊 貸出 192 冊
学校図書館関 係、西北五視力 障害者福祉会、 国立国会図書 館、青森県立図 書館、五所川原 高校	研修会講師派遣等（青森県 学校図書館協議会北五・西 つ支部学習会、西北五視力 障害者福祉会福祉大会、国 立国会図書館主催フォーラ ムでの事例報告、学校図書 館支援研修、西北中学校教 育研究集会学校図書館部 会、五所川原高校探究授業）	令和6年8月2日、9 月29日、10月18日、 10月30日、11月5 日、12月19日）	6 回

<評価>

五所川原圏域3図書館連携事業「どこでも返却」サービスや県立図書館等からの借受は、多種多様な資料と出会う機会確保と充実した資料提供及び返却の利便性も図られ、サービス向上に寄与できた。また、各機関と連携して行った展示は、単独で行うよりも充実した内容となり、新たな来館のきっかけや資料利用につながった。各研修会等への講師派遣により、図書館活動への理解共有ができた。

<今後の取組と課題及び方向性>

各機関や人と情報交換・連携をし、利用できるサービスの把握とその活用を進め、サービス向上を図っていくことで、図書館利用者を増やしていく。

4 芸術・文化活動の推進と郷土芸能の継承

(1) 芸術・文化に触れる機会の充実

ア 立佞武多の館美術展示ギャラリーや市役所本庁舎の土間ホール等を活用し、市民が良質な芸術・文化に触れることができる鑑賞機会の充実を図ります。

<計画>

立佞武多の館 2 階美術展示ギャラリーにおいて特別企画展等を開催する。

【継続事業】

<実績>

【特別企画展及び企画展開催実績】

名 称	会 期	内 容	来場者数
第 20 回特別企画展 「日本の美術展」	令和 6 年 7 月 5 日 ～10 月 6 日	山田春雄氏のコレクションの中から選んだ近代絵画や刀剣などに加え、市所蔵品を計 95 点展示	4,435 人
企画展「金木の林業展」	令和 6 年 10 月 10 日 ～令和 6 年 12 月 15 日	旧金木町歴史民俗資料館に展示されていた林業関連・森林鉄道資料を展示	1,937 人

<評価>

特別企画展等を開催することにより、市民の芸術文化に対する理解の促進が図られた。

<今後の取組と課題及び方向性>

引き続き、市民が多様な芸術文化を日常的に親しむ機会の提供を図るため、特別企画展や各企画展等を通じて、芸術文化に関する情報を発信し、鑑賞促進を図る。

※令和 7 年度は立佞武多の館大規模改修のため休館となる。

イ 太宰治生誕の地として、関連するイベントの開催等により、多くの市民が太宰文学に触れ、親しむきっかけを創出するとともに、市内外の交流促進を図ります。

<計画>

太宰治の誕生日である 6 月 19 日に太宰治記念館「斜陽館」において「太宰治顕彰事業」を開催する。

【継続事業】

<実績>

「太宰治顕彰事業」として「太宰文学講座」、「朗読会」を開催し、金木地域の小学生及び一般参加者ら約 40 名が参加した。

<評価>

市内外へと太宰治とその文学の魅力を発信することができた。

<今後の取組と課題及び方向性>

主に次代を担う地元小・中学生や太宰ファンが太宰文学に触れ、親しんでもらう機会となるよう事業を実施していく。

ウ 市民の自主的な芸術・文化活動を支援するため、活動の拠点となる場所の提供を行います。

(ア) ふるさと交流圏民センター

<計画>

- ①指定管理者による自主文化事業を通じて、芸術文化活動の推進を図る。
- ②施設を良好な状態で維持管理し、市域だけでなく、五所川原圏域での芸術文化活動拠点として、利用団体への利用に供する。
- ③老朽化に伴う施設設備の計画的な修繕・機器の更新を行う。 【継続事業】

<実績>

- ①「伊奈かつぺいデビュー50周年記念トークライブ in 五所川原」、「あじさい・花のフォトコンテスト」、「スタンウェイを弾こう」
- ②施設の利用状況

【過去5年間の施設利用状況】

年 度	大ホール・小ホールどちらかが利用された日数	利用率（利用日数／利用可能延日数）	利用者数
令和2年度	40 日	29.6%	11,803 人
令和3年度	98 日	43.2%	23,994 人
令和4年度	94 日	63.8%	33,644 人
令和5年度	129 日	45.3%	36,025 人
令和6年度	140 日	50.5%	58,588 人

- ③施設設備の計画的な修繕・機器の更新

【施設修繕・機器更新実績】

実施主体	主要箇所、延べ数	金額（総額）
市	フェアリーホール上部トップライト 他1箇所	1,554 千円
指定管理者	玄関マット修理、温度検出器修理 他4箇所	612 千円

<評価>

- ①地域住民に対しての芸術文化活動の推進を十分に図ることができた。
- ②コロナ禍以前の水準へと利用者数が回復傾向にある。
- ③施設設備を修繕及び更新したことで、良好な状態で利用者に提供することができた。

<今後の取組と課題及び方向性>

引き続き、当市における芸術文化の拠点として、良好な施設環境の維持管理を適切に継続するとともに、計画的に設備の更新と建物の改修を実施し、施設の長期利用に対応していく。

(イ) 太宰治記念館「斜陽館」・津軽三味線会館

<計画>

- ①指定管理者による自主文化事業を通じて、太宰治記念館「斜陽館」及び津軽三味線会館の周知・活用を図る。【継続事業】
- ②両館を良好な状態で維持し、周辺の観光拠点として来館者への利用に供する。【継続事業】
- ③老朽化に伴う施設・設備の計画的な修繕・更新を行う。【継続事業】

<実績>

- ①太宰治記念館「斜陽館」 ミニ企画展の開催、津軽三味線会館展示活用事業の実施。
- ②入館者の状況

【太宰治記念館「斜陽館」】

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入館者数	22,747 人	19,597 人	47,072 人	55,632 人	61,826 人

【津軽三味線会館】

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入館者数	4,506 人	6,334 人	14,669 人	16,142 人	19,166 人

- ③施設設備の計画的な修繕・機器の更新

【太宰治記念館「斜陽館」】

実施主体	主要箇所、延べ数	金額（総額）
市	各所修繕（外壁漆喰、建具等）	1,969 千円
指定管理者	消防設備更新、他4箇所	277 千円

【津軽三味線会館】

実施主体	主要箇所、延べ数	金額（総額）
市	玄関ポーチ天井雨漏れ修繕	191 千円
指定管理者	女性用トイレ更新、他2箇所	705 千円

<評価>

- ①ミニ企画展等を通じて、2館が有する文化財的価値の周知及び活用を図ることができた。
- ②コロナ禍以前の水準へと利用者数が回復傾向にある。
- ③施設・設備を修繕・更新したことで、来館者へ快適な観覧を提供することができた。

<今後の取組と課題及び方向性>

全国的にも知名度のある文豪・太宰治の生家である太宰治記念館「斜陽館」や津軽三味線会館では、引き続き金木地区の歴史・文化の拠点となるよう情報発信

を強化するとともに、老朽化した施設・設備は、来館者の満足度向上のため計画的に修繕・更新を行う。

(ウ) 楠美家住宅

<計画>

- ①指定管理者及び他団体との連携による各種イベントの開催を支援する。【継続事業】
- ②老朽化した施設・設備の計画的な修繕・更新を実施する。【継続事業】

<実績>

- ①指定管理者の自主事業や展示場所提供による団体利用により、4月から11月までの期間で、「刺し子・古布展」「着物リメイク展」など計20回のイベントを実施。

【楠美家住宅 入館者数】

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入館者数	8,067人	7,711人	7,579人	7,715人	8,468人

- ②施設・設備の計画的な修繕・機器の更新

【楠美家住宅】

実施主体	主要箇所、延べ数	金額（総額）
市	外門解体・撤去業務	137千円
指定管理者	蛇口交換、他1箇所	18千円

<評価>

- ①各種事業の実施により芸術・文化活動に寄与し、楠美家住宅の文化財的価値の周知を図ることができた。
- ②施設・設備を修繕・更新したことで、良好な状態で来館者及び利用者へ提供することができた。

<今後の取組と課題及び方向性>

楠美家住宅は令和6年度で指定管理が終了し、令和7年度から直営による管理へ移行した。施設の利用は可能であるため、引き続き地域の歴史・文化の拠点となるよう情報発信を強化し、利用促進を図っていくとともに、計画的な施設・設備の修繕と更新を実施し、維持管理に対応していく。

(2) 郷土芸能の継承と地域文化活動の振興

ア 学校と地域が連携し、郷土芸能の保存に向けた後継者の育成を図ります。

<計画>

津軽三味線の普及と後継者育成のため、金木中学校に講師を派遣して津軽三味線教室を開催する。

【継続事業】

<実績>

津軽三味線の普及と後継者育成のため、金木中学校に講師を派遣して津軽三味線教室を開催した。

【津軽三味線教室の開催状況】

月 学校名	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
金木中学校	2回	2回	0回	2回	2回	2回	1回	1回	1回	0回	1回	13回

<評価>

金木中学校で津軽三味線教室が行われ、津軽三味線発祥の地としての後継者の育成が図られた。

<今後の取組と課題及び方向性>

今後も引き続き、各学校津軽三味線教室への講師派遣等を実施し、後継者の育成、発表機会の提供を図ることにより、民俗芸能の保存・継承活動への意識醸成と環境づくりを推進する。

※ なお、金木小学校ではクラブ活動において特別非常勤講師（県事業）が指導している。以下は昨年度の開催状況である。

【クラブ活動開催状況】

月 学校名	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
金木小学校	4回	3回	2回	1回	3回	4回	5回	1回	3回	0回	0回	26回

イ 市民文化祭の開催支援のほか、民俗芸能イベントの情報提供など、郷土芸能を発表する機会の提供に努めます。

※ 発表機会の提供の取組については、40 ページの取組項目「イ 生涯学習への意欲の醸成を図るため、活動の成果を発表する場の充実に努めます。」を参照。

(3) 文化財の保護と活用

ア 国指定重要文化財の「旧平山家住宅」、太宰治の生家である「旧津島家住宅（太宰治記念館「斜陽館」）」、市内の遺跡（埋蔵文化財）など、貴重な文化財を後世へ繋げるために更なる調査、保護に努めます。

<計画>

五月女范遺跡出土遺物の台帳整備を実施し、出前授業、体験学習、ミニ企画展などソフト事業へ活用するため再整理作業を行う。市内埋蔵文化財包蔵地の分布調査を実施する。

<実績>

再整理作業に係る出前授業は計3回、体験学習は計3回、ミニ企画展は1回実施した。

埋蔵文化財包蔵地の分布調査では、五所川原市南東地域で包蔵地未登録地点での遺物散布状況を確認した。

<評価>

再整理作業によるソフト事業の実施により、五月女范遺跡の周知を図ることができたこと、土木工事等による文化財滅失回避につながる新規埋蔵文化財包蔵地の確認ができたことなど、一定の成果が得られた。

<今後の取組と課題及び方向性>

令和7年度は、引き続き五月女范遺跡の再整理活用事業及び埋蔵文化財包蔵地の分布調査を実施する。併せて文化財保護法第93条に基づく埋蔵文化財包蔵地の確認及び工事届出へも適宜対応するほか、各指定文化財の維持管理に努め、保存と活用に関する取組を実施する

イ 関係部署との連携・協力により、これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財について、教育やまちづくり、観光振興等への活用の可能性を検討します。

<計画>

市内の文化財施設において、児童生徒を対象に担当職員が市内の文化財や歴史について説明を行い、より知識を深めることや記憶に残ることを目的に体験型の学習を実施する。

<実績>

！石臼体験！楠美家住宅棒バームクーヘン作り（12月26日、参加者15名。）

<評価>

イベントを通じて、文化財施設や近隣の歴史に触れることができ、民具を直接操作することにより昔の暮らしを体験させることができた。地域の歴史や文化遺産を知ることができ、地域に対する誇りに繋げることができた。

<今後の取組と課題及び方向性>

引き続き歴史探訪事業を実施することで、五所川原の歴史・文化や魅力を知ってもらう機会を設ける。

ウ 文化財ガイドブックの作成のほか、貴重な郷土資料のデジタル化やインターネット公開など、関係部署と連携しながら、積極的な情報発信に努めるとともに、各学校への市文化財の周知を図ります。

＜計画＞

市内小学校5年生を対象にデジタル版文化財ガイドブックを配付する。

＜実績＞

市内小学校5年生を対象にデジタル版文化財ガイドブックを配付した。

＜評価＞

文化財ガイドブックを配付することにより、市内小学生に対して文化財の周知が図られた。

＜今後の取組と課題及び方向性＞

引き続き、地域の歴史への関心を持つきっかけとなるよう、市内小学校5年生へのデジタル版の文化財ガイドブックを配付していく。